上川総合振興局地域災害対策要綱
（資　料　編）

目　　次

第１　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会　・・・・・・・・・・・・・・　１４３
　１　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の構成機関等　・・・・・・・　１４３
　２　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策部会　・・・・・・・　１４４
　３　各構成機関の業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４５
　４　関係機関名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４９
　５　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱　・・・・・・・・・　１５５
　６　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会運営規程　・・・・・・・・・　１５６
　７　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策推進要綱　・・・・　１５７
第２　北海道防災会議・北海道災害対策本部関係規程等　・・・・・・・・・　１５８
　１　北海道防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５８
　２　北海道防災会議運営規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５９
　３　北海道災害対策本部条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６０
　４　北海道災害対策本部運営規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６１
　５　北海道災害対策本部運営要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６４
　６　災害対策現地合同本部設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８３
　７　北海道事務決裁規程（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８５
第３　北海道消防防災ヘリコプター運航関係規程　・・・・・・・・・・・・　１８６
　１　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱　・・・・・・・・・・・・　１８６
　２　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領　・・・・・・・・・・・・　１９８
　３　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領　・・・・・・・・・　２０２
第４　災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定　・・　２０６
第５　防災施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１１
　１　気象警報及び注意報の発表基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１１
　２　気象・地象・水象等観測施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３０
　３　通信施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３６
　４　ヘリコプター飛行場外離着陸場（離着陸可能地）一覧表　・・・・・　２４０

第１　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会

上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の組織・構成機関の業務等は次のとおりである。

１　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の構成機関等

構成する機関、役職名、委員名は、次のとおりである。

機関名	委員名	機関名	委員名
上川総合振興局	局長（会長）	上川町村会	会長
旭川開発建設部	部長	富良野広域連合消防本部	消防長
旭川財務事務所	所長	上川北部消防事務組合	消防長
北海道農政事務所旭川地域拠点	地方参事官	士別地方消防事務組合	消防長
北海道森林管理局上川北部森林管理署	署長	大雪消防組合	消防長
北海道森林管理局上川中部森林管理署	署長	北海道消防協会上川地方支部	支部長
北海道森林管理局上川南部森林管理署	署長	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	院長
旭川運輸支局	支局長	日本郵便(株)旭川中央郵便局	局長
旭川地方気象台	台長	日本郵便(株)旭川東郵便局	局長
旭川労働基準監督署	署長	日本郵便(株)永山郵便局	局長
名寄労働基準監督署	署長	日本郵便(株)富良野郵便局	局長
大雪山国立公園管理事務所	所長	日本郵便(株)士別郵便局	局長
大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所	国立公園管理官	日本郵便(株)名寄郵便局	局長
旭川公共職業安定所	所長	北海道旅客鉄道(株)旭川支社	支社長
名寄公共職業安定所	所長	(株)NTT東日本北海道北支店	支店長
陸上自衛隊第２師団	幕僚長	(株)ドコモCS北海道北支店	支店長
陸上自衛隊第２師団即応起動連隊	連隊長	KDDI(株)北海道総支社	管理部長
陸上自衛隊第１特科団第４特科群	群長	ソフトバンク（株）	総務課長
陸上自衛隊第２師団第２特科連隊	連隊長	日本銀行旭川事務所	所長
上川教育局	局長	旭川赤十字病院	院長
北海道警察旭川方面本部	本部長	NHK旭川放送局	局長
旭川中央警察署	署長	東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所	所長
旭川東警察署	署長	日本通運(株)札幌支店道北エリア	部長
士別警察署	署長	北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店	支店長
名寄警察署	署長	HBC旭川放送局	局長
富良野警察署	署長	STV旭川放送局	局長
上川総合振興局	副局長	HTB旭川支社	支社長
〃	副局長	北海道文化放送旭川支社	支社長
〃	地域創生部長	TVh	報道部長
〃	保健環境部長	旭川ガス（株）	社長
〃	くらし・子育て担当部長	（社）旭川市医師会	会長
〃	産業振興部長	（社）富良野市医師会	会長
〃	地域産業担当部長	（社）上川郡中央医師会	会長
〃	旭川建設管理部長	（社）上川北部医師会	会長
旭川子ども総合療育センター	院長	（社）旭川歯科医師会	会長
旭川高等看護学院	学院長	(社)北海道薬剤師会旭川支部	支部長
旭川児童相談所	所長	(社)北海道獣医師会上川支部	支部長
旭川高等技術専門学院	学院長	北海道土地改良事業団体連合会上川支部	支部長
北の森づくり専門学院	学院長	旭川地区バス協会	会長
旭川市	市長	旭川地区トラック協会	会長
士別市	市長	北海道警備業協会旭川支部	支部長
名寄市	市長		
富良野市	市長		

２　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策部会

防火に関係のある機関が相互に連携して、総合的な対策を講ずるため、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に防火対策部会を設置する。

（１）組織

部会長
（上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹）

旭川労働基準監督署	上川総合振興局
名寄労働基準監督署	上川教育局
旭川運輸支局	旭川市
旭川中央警察署	上川北部消防事務組合
旭川東警察署	士別地方消防事務組合
士別警察署	大雪消防組合
名寄警察署	富良野広域連合消防本部
富良野警察署	北海道消防協会上川地方支部
北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店	

（注）　幹事は組織図に掲げる機関の長が指名する職員とする。

（２）防火対策部会の業務

ア　共同査察計画の樹立及び実施
イ　関係機関と市町村の連絡調整及び情報交換
ウ　防火対策の推進

3　各構成機関の業務

上川総合振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。

（1）指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
旭川開発建設部	1　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2　被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 3　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 4　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 5　浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 6　直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 7　直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 8　国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 9　第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 10　港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 11　国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 12　国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 13　補助事業に係る指導、監督に関すること。
旭川財務事務所	1　公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会を行うこと。 2　災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。 3　地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 4　災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請を行うこと。 5　災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付を行うこと。
北海道農政事務所 旭川地域拠点	1　農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 各森林管理署	1　所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2　所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 3　林野火災の予防対策及び未然防止を行うこと。 4　災害時おにける地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
旭川運輸支局	1　鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業者の安全保安の関する指導を行うこと。 2　災害時における輸送の連絡調整に関すること。
旭川地方気象台	1　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

（1）指定地方行政機関（続き）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
各労働基準監督署	1　事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
各大雪山国立公園管理事務所	1　所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 2　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 3　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 4　災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
旭川公共職業安定所 名寄公共職業安定所	1　被災地域における労働力の供給を行うこと。 2　被災地域における失業者の職業紹介を行うこと。 3　労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡調整を行うこと。 4　雇用保険の被災受給資格者に対し各種対策を行うこと。

（2）陸上自衛隊

機　関　名	事　務　又　は　業　務
陸上自衛隊第２師団 陸上自衛隊第１特科団	1　災害派遣要請権者の要請又は独自の判断に基づき、予防派遣又は事前救護を行うこと。 2　災害派遣部隊による被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索活動、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療、救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去、通信の支援を行うこと。

（3）北海道

機　関　名	事　務　又　は　業　務
上川総合振興局	1　災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 2　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄、その他災害予防措置を講ずること。 3　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 4　災害応急対策及び災害復旧対策を実施に関すること。 5　市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務総合調整に関すること。 6　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

（4）北海道警察

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道警察旭川方面本部 各　警　察　署	1　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2　災害情報の収集に関すること。 3　災害警備本部の設置運用に関すること。 4　被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。 5　犯罪の予防、取締り等に関すること。 6　危険物に対する保安対策に関すること。 7　広報活動に関すること。 8　自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

（５）北海道教育委員会

機　関　名	事　務　又　は　業　務
上　川　教　育　局	１　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 ２　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

（６）市町村等

機　関　名	事　務　又　は　業　務
市　　町　　村	１　市町村防災会議に関する事務を行うこと。 ２　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄、地域内の災害予防、応急対策の総合調整を講ずること。 ３　自主防災組織の充実を図ること。 ４　住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 ５　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ６　市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
各　消　防　組　合	１　所管業務に係る災害予防、災害応急対策を行うこと。
上　川　町　村　会	１　町村間の連絡調整に関すること。
北海道消防協会上川地方支部	１　消防機関相互の連絡調整に関すること。

（７）指定公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	１　救護班を編成し、知事の派遣要請に応じ、罹災者の医療にあたらせること。 ２　市町村長等から要請があった場合可能な範囲において、罹災者の収容、治療を行うよう指導すること。
日本郵便(株)各郵便局	１　災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 ２　郵便の非常取扱いを行うこと。 ３　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道㈱旭川支社	１　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ２　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について関係機関の支援を行うこと。
NTT東日本（株）北海道事業部北海道北支店	１　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
（株）ﾄﾞｺﾓCS北海道北支店	１　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI(株)北海道総支社	１　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク（株）	１　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行旭川事務所	１　災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 ２　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 ３　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

（7）指定公共機関（続き）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
旭川赤十字病院	1　救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2　防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 3　北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会旭川放送局	1　防災に係る知識の普及に関すること。 2　予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社北海道支社旭川管理事務所	1　高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
日本通運㈱札幌支店道北エリア	1　災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店	1　電力供給施設の防災対策を行うこと。 2　災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 3　ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。 ※北海道電力株式会社旭川水力センターが担う。

（8）指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
各放送局支社	1　防災に係る知識の普及に関すること。 2　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
旭川ガス（株）	1　ガス供給施設の防災対策を行うこと。 2　災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
各医師会	1　災害時における救急医療を行うこと。
（社）旭川歯科医師会	1　災害時における歯科医療を行うこと。
(社)北海道薬剤師会旭川支部	1　災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
(社)北海道獣医師会上川支部	1　災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体連合会上川支部	1　土地改良施設の防災対策を行うこと。 2　農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
旭川地区バス協会 旭川地区トラック協会	1　災害時における人員、緊急物質及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(一社)北海道警備業協会旭川支部	1　災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。

（９）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　務　又　は　業　務
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	１　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 ２　被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ３　共済金支払いの手続を行うこと。
商工会議所 商工会	１　災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院・診療所	１　災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	１　災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	１　災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	１　災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

４　関係機関名簿

（１）国

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担　当　窓　口
旭川開発建設部	078-8513	旭川市宮前１条３丁目３番１５号 旭川合同庁舎	0166-32-0613 0166-32-0545	防災対策専門官
旭川財務事務所	078-8503	旭川市宮前１条３丁目３番１５号 旭川合同庁舎	0166-31-4151 0166-31-4240	総務課
北海道農政事務所 旭　川　地　域　拠　点	078-8506	旭川市宮前１条３丁目３番１５号 旭川合同庁舎	0166-30-9300 0166-30-9305	地方参事官室
北海道森林管理局 上川北部森林管理署	098-1202	上川郡下川町緑町２１番地４	01655-4-2551	総括事務管理官
北海道森林管理局 上川中部森林管理署	070-8003	旭川市神楽３条５丁目３番 11 号	0166-61-0206 0166-61-0690	総務グループ
北海道森林管理局 上川南部森林管理署	079-2401	空知郡南富良野町字幾寅	0167-52-2772	総括事務管理官
旭川運輸支局	070-0902	旭川市春光町 10-1	0166-51-5271 0166-54-4755	総務企画担当
旭川地方気象台	078-8391	旭川市宮前１条３丁目３番１５号 旭川合同庁舎	0166-32-7102 0166-32-6407	地域防災官
旭川労働基準監督署	078-8505	旭川市宮前１条３丁目３番１５号 旭川合同庁舎西館６階	0166-35-5901 0166-35-6599	業務課
名寄労働基準監督署	096-0014	名寄市西４条南９丁目１６番地	01654-2-3186 01654-3-3150	監督課庶務係
大雪山国立公園管理事務所	078-1741	上川郡上川町中央町６０３番地	01658-2-2574 01658-2-2681	所長
大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所	071-1423	上川郡東川町東町 1-13-15	0166-82-2527 0166-82-5086	国立公園管理官
旭川公共職業安定所	070-0902	旭川市春光町 10-58	0166-51-0176 0166-51-4594	庶務課

（１）国（続き）

名寄公共職業安定所	096-8609	名寄市西５条南 10 丁目 2-2	01654-2-4326 01654-2-3220	管理課長
陸上自衛隊第２師団	070-8630	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 0166-53-1414	第３部防衛班
陸上自衛隊第２師団 即 応 起 動 連 隊	096-8584	名寄市内淵 84	01654-3-2137 01654-3-2137	第３科
陸上自衛隊第１特科団第４特科群	071-0595	空知郡上富良野町南町４	0167-45-3101 0167-45-3101	第３科
陸上自衛隊第２師団第２特科連隊	070-8630	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111	第３科

（２）北海道

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担　当　窓　口
北海道警察旭川方面本部	078-8511	旭川市１条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110 0166-31-7023	警備課
旭川中央警察署	070-8521	旭川市６条通 10 丁目 2231 番地１	0166-25-0110	警備課
旭川東警察署	078-8211	旭川市１条通 25 丁目 487-6	0166-34-0110 0166-34-5025	警備課
士別警察署	095-0015	士別市東５条５丁目	0165-23-0110	警備係
名寄警察署	096-0032	名寄市西２条北１丁目１番地１	01654-2-0110	警備係
富良野警察署	076-0022	富良野市若葉町 11 番１号	0167-22-0110 0167-22-5688	警備係
上川教育局	079-8610	旭川市永山６条 19 丁目	0166-46-4942 0166-46-5242	企画総務課総務係
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山６条 19 丁目	0166-46-5918 0166-46-5204	地域政策課 防災係
旭川高等看護学院	078-8803	旭川市緑が丘東３条１丁目 1-2	0166-65-7101 0166-65-0766	事務長
旭川子ども総合療育センター	071-8142	旭川市春光台２―１	0166-51-2126 0166-51-2126	庶務課庶務係
旭川児童相談所	070-0040	旭川市 10 条通 11 丁目	0166-23-8195 0166-23-0133	
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東３条２丁目 1-1	0166-65-6667 0166-65-5565	訓練管理課
計量検定所旭川支所	079-8416	旭川市永山６条 19 丁目	0166-46-4937 0166-46-5252	
北の森づくり専門学院	078-8381	旭川市西神楽１線 10 号	0166-75-6161	総務課

（３）市町村・消防組合等

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担当窓口
旭川市	078-8367	旭川市東光 27 条 8 丁目 旭川市総合防災センター	0166-33-9969 0166-33-9936	防災安全部防災課
士別市	095-8686	士別市東 6 条 4 丁目	0165-26-7784 0165-22-1934	総務部総務課
名寄市	096-8686	名寄市大通南 1 丁目	01654-3-2111 01654-2-5644	総務部防災担当
富良野市	076-8555	富良野市弥生町 1-1	0167-39-2300 0167-23-2120	総務部総務課
鷹栖町	071-1292	上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目番 1 号	0166-87-2111 0166-87-2850	総務企画課
東神楽町	071-1592	上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号	0166-83-2111 0166-83-4180	総務課
当麻町	078-1393	上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号	0166-84-2111 0166-84-4883	総務課
比布町	078-0392	上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号	0166-85-2111 0166-85-2389	総務企画課 生活安全係
愛別町	078-1492	上川郡愛別町本町 179	01658-6-5111 01658-6-5110	総務企画課
上川町	078-1791	上川郡上川町南町 180	01658-2-1211 01658-2-1220	情報防災室
東川町	071-1492	上川郡東川町東町 1 丁目 16-1	0166-82-2111 0166-82-3644	企画総務課
美瑛町	071-0214	上川郡美瑛町本町 4-6-1	0166-92-1111 0166-92-4414	危機対策室
上富良野町	071-0596	空知郡上富良野町大町 2-2-11	0167-45-6400 0167-45-5362	総務課基地調整・危機管理室
中富良野町	071-0795	空知郡中富良野町本町 9 番 1 号	0167-44-2122 0167-44-2127	総務課
南富良野町	079-2402	空知郡南富良野町字幾寅 867 番地	0167-52-2112 0167-52-2922	総務課 防災安全推進室
占冠村	079-2201	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2121 0167-56-2184	庶務・企画Ｇ
和寒町	098-0192	上川郡和寒町字西町 120	0165-32-2421 0165-32-4238	総務課庶務係
剣淵町	098-0392	上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121 0165-34-2590	総務課庶務係
下川町	098-1206	上川郡下川町幸町 63	01655-4-2511 01655-4-2517	総務課

（３）市町村・消防組合等（続き）

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担当窓口
美深町	098-2252	中川郡美深町字西町 18	01656-2-1611 01656-2-1626	総務課総務Ｇ
音威子府村	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府 444	01656-5-3311 01656-5-3837	総務課総務財政室
中川町	098-2802	中川郡中川町字中川 337	01656-7-2811 01656-7-2594	総務課企画財政室
幌加内町	074-0492	雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地	0165-35-2121 0165-35-2127	総務課
上川町村会	079-8610	旭川市永山６条 19 丁目	0166-46-5230	事務局
富良野広域連合 消防本部	071-0596	空知郡上富良野町大町２丁目２番４６号	0167−45−1119 0167-45-2660	警防課
上川北部消防事務組合	096-0034	名寄市西４条北３丁目	01654-3-2627 01654-3-2219	消防企画課
士別地方消防事務組合	095-0016	士別市東６条４丁目	0165-23-4709 0165-23-1719	消防課
大雪消防組合	071-0208	上川郡美瑛町本町４丁目５番２０号	0166-92-2029 0166-92-4474	警防課
北海道消防協会 上川地方支部	070-8525	旭川市７条 10 丁目 旭川消防本部内	0166-25-8364	事務局 市民安心課 消防団担当

（４）指定公共機関・地方公共機関

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担　当　窓　口
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	070-8644	旭川市花咲町７丁目 4048 番地	0166-51-3161 0166-53-9184	管理課
日本郵便(株) 旭川中央郵便局	070-8799	旭川市６条通６丁目 28-1	0166-23-1602	総務部
日本郵便(株) 旭川東郵便局	078-8799	旭川市東旭川町共栄 98-4	0166-37-3185	総務部

（４）指定公共機関・地方公共機関（続き）

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担　当　窓　口
日本郵便(株) 永山郵便局	079-8799	旭川市永山２条 18 丁目 2-22	0166-48-6560	総務部
日本郵便(株) 富良野郵便局	076-8799	富良野市若松町４-１	0167-23-2651	総務部
日本郵便(株) 士別郵便局	095-8799	士別市大通東９-2323	0165-23-2711	総務部
日本郵便(株) 名寄郵便局	096-8799	名寄市西１条南２丁目１６番地	01654-3-3611	総務部
北海道旅客鉄道(株) 旭川支社	070-0030	旭川市宮下通６丁目	0166−25−6003 0166-26-0888	企画グループ
東日本電信電話(株)北海道事業部 北海道北支店	070-8520	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410 0166-29-0417	総括担当
（株）ドコモ　Ｃ　Ｓ 北　海　道　北　支　店	070-0032	旭川市２条通１０丁目 ドコモ旭川第２ビル７F	0166-26-7458 0166-26-7599	ネットワーク担当
ＫＤＤＩ（株）北海道 総支社	060-0003	札幌市中央区北３条西４丁目 1-1 日本生命札幌ビル５階	011-223-2826 011-219-3722	管理部
ソフトバンク（株）	060-0042	札幌市中央区大通西４丁目 ６番１札幌大通西４ビル	011-272-2388	北海道総務課
日本銀行旭川事務所	070-0034	旭川市４条通９丁目 旭川北洋ビル３Ｆ	0166-23-3181 0166-29-2012	
旭川赤十字病院	070-8530	旭川市曙１条１丁目１－１	0166-22-8111 0166-24-4648	総務課
ＮＨＫ旭川放送局	070-8680	旭川市６条通６丁目２７	0166-22-0351	放送部
東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所	070-1111	旭川市字近文７線南１－５７６６－４	0166-55-4051	工務
日本通運(株) 札幌支店道北エリア	070-0030	旭川市宮下通 12 丁目 1173	0166-23-5111	
北海道電力ネットワーク(株) 道　北　統　括　支　店	070-8678	旭川市４条通 12 丁目	0166-23-1011 0166-24-5440	業務部企画総務グループ

（４）指定公共機関・地方公共機関（続き）

機　　関　　名	郵便番号	住　所	電　話 ＦＡＸ	担　当　窓　口
ＨＢＣ旭川放送局	070-0031	旭川市１条８丁目５４２－４ 一条通ビル３階	0166-23-6610	旭川放送局長
ＳＴＶ旭川放送局	078-8252	旭川市東旭川北２条６丁目１-２	0166-36-1010	
ＨＴＢ旭川支社	070-0032	旭川市１条通９丁目５０番地３	0166-25-4151	
北海道文化放送旭川支社	070-0034	旭川市４条通９丁目	0166-26-2010	
ＴＶｈ	060-8517	札幌市中央区大通東 6 丁目 12-4	011-232-7157	報道部長
旭川ガス(株)	070-8515	旭川市４条通 16 丁目左６号	0166-23-4151	総務部
(社)旭川市医師会	070-0029	旭川市金星町１丁目１-50	0166-23-5728 0166-24-5444	事務局
(社)富良野医師会	076-0031	富良野市本町 2-27	0167-22-2767 0167-23-1955	事務局
(社)上川郡中央医師会	071-0206	上川郡美瑛町北町 2 丁目 2 番 17 号	0166-92-8022 0166-92-8033	事務局
(社)上川北部医師会	096-0006	名寄市東６条南５丁目９１番地３ 名寄東病院内	01654-2-5311 01654-2-5621	事務局
(社)旭川歯科医師会	070-0029	旭川市金星町１丁目１番 52 号	0166-22-2361 0166-24-1147	事務局
(社)北海道薬剤師会 旭川支部	070-0029	旭川市金星町１丁目２番１５号	0166-29-2422 0166-29-2433	事務局
(社)北海道獣医師会 上川支部	070-0030	旭川市宮下通４丁目２番５号 JA 上川ビル１階上川生産連内	0166-24-1600 0166-24-2516	事務局
北海道土地改良事業 団体連合会上川支部	095-0044	士別市東山町 3440 番地 29	0166-75-5511 0166-75-3747	事務局
旭川地区バス協会	070-0821	旭川市近文町 16 丁目 2698-1	0166-52-4161 0166-51-4790	道北バス営業部
(社)旭川地区トラック 協会	079-8442	旭川市流通団地 2 条 4 丁目	0166-48-7244	事務局長
(一社)北海道警備業協 会旭川支部	071-0214	美瑛町幸町２丁目５-３０	0166-92-2877	事務局長

5　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱

（目　的）

第１条　北海道防災会議の決定及び北海道地域防災計画の定めるところにより、関係機関による上川総合振興局地域災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設け、管内防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

（構　成）

第２条　連絡協議会の構成は、北海道防災会議構成機関の上川総合振興局地域を管轄する地方部局並びに上川総合振興局地域の市、町村会、消防事務組合並びに連絡協議会が必要と認める機関とする。

（任　務）

第３条　連絡協議会は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

（１）上川総合振興局地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（２）上川総合振興局地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡推進を図ること。

（３）その他地域防災に関する事項。

（組　織）

第４条　連絡協議会に会長及び委員を置き、会長は、上川総合振興局長をもって充て、委員は、連絡協議会構成機関の長又はその指名する職員をもって組織するものとする。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

（連絡協議会の庶務）

第５条　連絡協議会の庶務は、上川総合振興局（地域創生部地域政策課）において処理するものとする。

6　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会運営規程

（趣　旨）

第１条　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営に関し、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱に定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

（招　集）

第２条　連絡協議会は、会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、連絡協議会の招集を求めることができるものとする。

（代理者の届出）

第３条　委員は、やむを得ない事情により連絡協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

（委員等の異動報告）

第４条　委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第５条　この規程の定めるもののほか、連絡協議会の活動に関し必要な事項は、会長が連絡協議会にはかって定める。

7　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策推進要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、防火対象物に対する防火の徹底をはかり、火災の発生を防止し、人命の安全を確保するため、防火対策推進要綱（北海道防災会議昭和 41 年 6 月 27 日制定、昭和 44 年 4 月 25 日改正）に定めるところにより防火に関係のある機関（以下「関係機関」という。）が相互に連携して総合的な対策を講ずることを目的とする。

（体　制）

第２条　前項の目的を達成するため上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の別表の機関の幹事をもって防火対策部会とする。

２　部会長は、上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充て、幹事は別表の機関の長の指名する職にある者をもって充てる。

（任　務）

第３条

１　共同査察計画の樹立及び実施。

２　関係機関と市町村の連絡及び調整。

３　防火対策の推進。

第４条　防火対策の実施推進

１　共同査察

共同査察は、概ね春秋２回北海道防災会議防火対策関係幹事会の定めた方針に基づき実施するほか、必要に応じ関係機関及び市町村と協議して、随時実施するものとする。

２　情報の交換及び連絡調整

（１）情報の交換

関係機関及び関係市町村は、防火上必要があると認められる事項について、次により相互に情報の交換及び通報を行う。

ア　関係機関及び関係市町村が察知した情報で通報を要すると認められる事項。

イ　関係機関及び関係市町村の権限に基づき実施する事項で他の機関と関係のある事項。

（２）調整

関係機関及び関係市町村の連絡調整は上川総合振興局が行う。

（３）防火対策の検討

共同査察の実施結果に基づき防火対策の推進について検討し、それぞれの機関の権限に基づき、改善指導を行うとともに、北海道防災会議防火対策関係幹事会に報告するものとする。

（別　表）

旭川労働基準監督署	上川総合振興局
名寄労働基準監督署	上川教育局
旭川運輸支局	旭川市
旭川中央警察署	富良野広域連合消防本部
旭川東警察署	上川北部消防事務組合
士別警察署	士別地方消防事務組合
名寄警察署	大雪消防組合
富良野警察署	北海道消防協会上川地方支部
北海道電力ネットワーク(株)旭川支店	

第２　北海道防災会議・北海道災害対策本部関係規程等

１　北海道防災会議条例

〔昭和 37 年 11 月 1 日
北海道条例第 53 号〕

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１５条第８項の規程に基づき、北海道防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）
第２条　知事の部内の職員のうちから指定される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数はそれぞれ２人、６人、４２人及び４人以内とする。
２　市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
３　前項の委員は、再任されることができる。
４　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）
第３条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（幹事）
第４条　防災会議に幹事若干人を置く。
２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
３　幹事は、防災会議の掌握事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。
（会長への委任）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和３９年７月１５日条例第５５号）〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５３年７月３１日条例第３３号）〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年７月９日条例第２２号）〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２１年３月３１日条例第１７号）〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２４年１２月２８日条例第１１５号）〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。

２　北海道防災会議運営規程

〔第１回北海道防災会議議決
昭和 37 年 12 月３日〕

（趣旨）
第１条　北海道防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８６号）及び北海道防災会議条例（昭和３７年北海道条例第５３号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（会長の職務代理）
第２条　防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である北海道副知事がその職務を代理する。

（防災会議の招集）
第３条　防災会議は、会長が招集する。
２　委員は必要があると認めたときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

（代理出席）
第４条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。
２　前項の代理者は、委員とみなす。

（議事）
第５条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)
第６条　防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。
（１）法第 16 条第４項及び第 42 条第４項の規定に基づき、市町村が市町村防災会議を設置しないこと並びに市町村地域防災計画を作成又は修正することについて北海道知事から意見を求められたとき、これに回答すること。
（２）北海道地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。
２　前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

（常任幹事）
第７条　幹事のうち若干人を常任幹事とする。
２　常任幹事は、会長が指名し、常任幹事会を構成する。

（委員の異動報告）
第８条　法第 15 条第５項第１号、第２号の委員が、異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、常任幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

３　北海道災害対策本部条例

（昭和 37 年 11 月 1 日
北海道条例第 54 号
平成 8 年 10 月 14 日一部改正
平成 20 年 6 月 30 日一部改正
平成 21 年 3 月 31 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 12 月 28 日一部改正）

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第８項の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（班）
第３条　本部に班を置くことができる。
２　班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。
３　班にそれぞれ班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
４　班長は、班の事務を整理する。

（地方本部等の設置）
第４条　本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。
２　地方本部に地方本部長を置き、当該総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長をもって充てる。
３　地方本部に副地方本部長を置き、当該総合振興局又は振興局及び東京事務所の職員のうちから地方本部長が指名する者をもって充てる。
４　地方本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
５　第２条第２項及び第３項並びに前条の規定は、地方本部について準用する。
一部改正〔平成８年条例 38 号・20 年 78 号〕

（現地災害対策本部）
第５条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
３　第２条第２項及び第３項並びに第３条の規定は、現地災害対策本部について準用する。
追加〔平成８年条例 37 号〕

（本部長への委任）
第６条　前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
一部改正〔平成８年条例 38 号〕

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

４　北海道災害対策本部運営規程

（昭和 38 年 1 月 12 日　北海道災害対策本部長決定
昭和 54 年 10 月 9 日　一部改正
昭和 63 年 4 月 15 日　一部改正
平成 7 年 8 月 15 日　一部改正
平成 8 年 10 月 28 日　一部改正
平成 9 年 9 月 30 日　一部改正
平成 14 年 3 月 29 日　一部改正
平成 15 年 1 月 21 日　一部改正
平成 16 年 4 月 1 日　一部改正
平成 18 年 5 月 29 日　一部改正
平成 19 年 8 月 27 日　一部改正
平成 21 年 5 月 29 日　一部改正
平成 22 年 6 月 4 日　一部改正
平成 24 年 10 月 23 日　一部改正
平成 25 年 7 月 2 日　一部改正
平成 28 年 7 月 1 日　一部改正
平成 30 年 3 月 27 日　一部改正
令和元年 11 月 29 日　一部改正
令和２年 10 月 21 日　一部改正）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、北海道災害対策本部条例（昭和３７年北海道条例第５４号）。以下「本部条例」という。）第６条の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害対策本部

（災害対策副本部員長）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

（災害対策本部員）

第３条　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、北海道警察本部長、北海道教育長、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに北海道部設置条例（昭和２９年北海道条例第９１号）に定める部の長（以下「各部の部長」という。）、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。

（本部の任務等）

第４条　本部は、北海道地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の定めるところにより、次に掲げる業務を行う。

（１）災害に関する情報を収集すること。

（２）災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

（３）災害予防及び災害応急対策に関し、北海道並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

２　災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第７項の規定に基づき、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

また、複合災害が発生した場合において、本部及び現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）が複数設置された場合は、当該本部又は現地本部が適正且つ効率的に運用されるよう、重複する要因の所在の調整、合同会議の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

（対策班）

第５条　本部には対策班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策班を設置しないことができる。

（１）危機管理班
（２）総　務　班
（３）総合政策班
（４）環境生活班
（５）保健福祉班
（６）経　済　班
（７）農　政　班
（８）水産林務班
（９）建　設　班

（10）出　納　班
（11）企　業　班
（12）道立病院班
２　班長は、公営企業管理者、病院事業管理者、各部の部長、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。
３　班に属すべき職員は、班長の属する部課の職員をもって充てる。
４　班の所掌事務は、別に定める。
（本部員会議）
第６条　本部に本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する会議（以下「本部員会議」という。）を置く。
２　本部員会議は、災害予防又は災害応急対策その他の災害対策に関し重要事項を協議し、その推進に当たる。
（指揮室）
第７条　非常災害が発生した場井において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると認めるときは、災害対策本部長は、本部に、初動対応の指揮命令を担う災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）を置く。
２　指揮室長は、副本部長をもって充てる。
３　指揮室長は、指揮室を統括し、指揮室に属する職員を指揮監督する。
４　指揮室に次の班を置く。
（1）総括班
（2）総務・庶務班
（3）情報・広報班
（4）ライフライン・公共交通機関班
（5）救出・救助班
（6）ヘリコプター等運用調整班
（7）応急医療班
（8）特命班
（9）応援受援・輸送調達班
５　班の職員及び所掌事務は、別に定める。
（本部の庶務）
第８条　本部の庶務は、総務部危機対策局において処理する。
第３章　災害対策地方本部
（地方本部の任務）
第９条　災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）のうち関係総合振興局及び振興局に置くもの（以下「振興局地方本部」という。）は、次の各号に掲げる事務を処理する。
（１）本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより、管内の災害の予防及び災害応急対策の実施を推進すること。
（２）災害に関する情報を収集し、本部に報告すること。
（３）災害救助法の救助の実施を指導すること。
（４）自衛隊の災害派遣について要請を調整すること。
２　地方本部のうち東京事務所に置くもの（以下、「東京事務所地方本部」という。）は次の各号に掲げる事務を処理する。
（１）道内の災害情報を中央機関に連絡し、周知を図ること。
（２）道内の災害に対する中央機関の災害対策活動に関する情報を収集し、本部に報告すること。
（対策班）
第 10 条　振興局地方本部には、次の対策班を置くことができる。
（１）総　務　班
（２）保健環境班
（３）産業経済班
（４）土木技術班
（５）協　力　班
２　班の所掌事務は、別に定める。
（地方本部員等）
第 11 条　振興局地方本部の本部員（以下「地方本部員」という。）は、各副局長、各部長等及びその他地方部局の長をもって充てる。
２　その他の職員は、地方本部員の属する機関の職員をもって充てる。
（地方本部員会議）
第 12 条　地方本部員会議は、地方本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。
（地方本部指揮室）
第 13 条　非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められるときは、振興局地方本部に初動対応の指揮命令を担う地方本部指揮室を置く。
２　地方本部指揮室長は、本部条例第４条第３項の副地方本部長をもって充てる。

３　地方本部指揮室長は、地方本部指揮室を統括し、地方本部指揮室に属する職員を指揮監督する。
４　地方本部指揮室には、第７条第４項の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

（地方本部の庶務）

第 14 条　振興局地方本部の庶務は、当該総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課において処理するものとする。

（東京事務所地方本部の対策班等）

第 15 条　第９条第２項の規定に定めるもののほか、東京事務所地方本部の組織に関し、必要な事項は、別に東京事務所地方本部長が定める。

第４章　現地災害対策本部

（現地災害対策本部の任務）

第 16 条　現地本部は、次に掲げる事務を処理する。

（１）本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより災害応急対策の実施を推進すること。
（２）被災地の各種情報の収集及び分析に関すること。
（３）その他災害応急対策に関すること。

（対策班）

第 17 条　現地本部には、次に掲げる対策班を置く。ただし、災害の状況により、一部の対策班を設置しないことができる。

（１）総　務　班
（２）広　報　班
（３）保健医療班
（４）生活福祉班
（５）産　業　班
（６）建設土木班

２　班の所掌事務は、別に定める。

（現地災害対策本部員会議）

第 18 条　現地災害対策本部員会議は、現地本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

（現地本部の庶務）

第 19 条　現地本部の庶務は、総務部危機対策局において処理するものとする。

第５章　雑則

第 20 条　この規程に定めるもののほか、本部、地方本部及び現地本部の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5　北海道災害対策本部運営要領

（昭和 55 年 11 月 20 日北海道災害対策本部長決定
昭和 60 年 12 月 4 日　一部改正
昭和 63 年 7 月 12 日　一部改正
平成 7 年 8 月 11 日　一部改正
平成 8 年 10 月 29 日　一部改正
平成 9 年 9 月 30 日　一部改正
平成 15 年 1 月 21 日　一部改正
平成 18 年 5 月 29 日　一部改正
平成 21 年 5 月 29 日　一部改正
平成 22 年 6 月 4 日　一部改正
平成 24 年 4 月 18 日　一部改正
平成 24 年 10 月 23 日　一部改正
平成 25 年 7 月 2 日　一部改正
平成 28 年 7 月 1 日　一部改正
平成 30 年 3 月 27 日　一部改正
令和元年 11 月 29 日　一部改正
令和２年 10 月 21 日　一部改正）

北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の災害応急諸対策活動は、北海道地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び北海道災害対策本部運営規程（以下「規程」という。）に定めのあるもののほか、この要領の定めるところである。

1　本部員会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

（1）本部員会議の開催

ア　本部員会議は、本部長が招集するものとする。

イ　本部員は、所掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ　本部員は、会議の開催が必要であると認めるときは、危機管理班長に、その旨を申し出るものとする。

（2）本部員会議の協議事項

ア　災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ　市町村長に対する対策指示に関すること。

ウ　政府、公共機関及び他府県に対する応援の要請に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要な事項

（3）会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各班長が職員に周知することが必要であると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

2　災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）の運営

（1）指揮室の設置は、危機管理班から通知するものとする。

（2）指揮室の体制及び各班の所掌事務は、別表１のとおりとし、原則として本庁舎地下１階危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）に設置するものとする。また、地方公共団体及び防災関係機関の職員並びにその他関係者は、統括班の要請等により、指揮室に参集するものとする。

（3）指揮室が設置された場合の対策班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねるものとする。

3　本部連絡員

本部の対策活動を円滑に推進するため、本部連絡員を置くものとする。

（1）本部連絡員は、各班主管課の課長補佐及び北海道警察本部警備部警備課及び北海道教育庁総務政策局総務課の職員のうちから、各班長の指名する者をもって充てる。

（2）本部連絡員は、原則として本部に常駐し、また、指揮室設置時には、指揮室に常駐することとし、災害応急対策について積極的に相互応援を行うとともに、被害状況及び災害応急対策に関する全般の情報及び資料の収集・整備に努めるものとする。

（3）本部連絡員において措置する事が困難な事項については、速やかに関係課長等に連絡し、その円滑なる処理を図るものとする。

（4）本部連絡員は、必要により指揮室要員を兼ねるものとする。

4　本部、地方本部及び現地本部の所掌事務

（１）本部各班の所掌事務は、別表２のとおりとする。
（２）災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）各班の所掌事務は、別表３のとおりとする。
（３）現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）各班の所掌事務は、別表４のとおりとする。
（４）本部の各班長及び地方本部長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め体制を整えておくものとする。

５　非常配備体制
（１）配備要員
ア　本部各班の配備要員は、各班長が定めておくものとする。
イ　地方本部の各班の配備要員は、地方本部長が地方本部の構成機関の実情に即した方法により、定めておくものとする。
ウ　現地本部の配備要員は、現地本部の職員とする。
（２）配備要員の招集
本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、次の方法によって行うものとする。
ア　本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、本部長の指示に基づき、危機管理班長が次の順序で行うものとする。

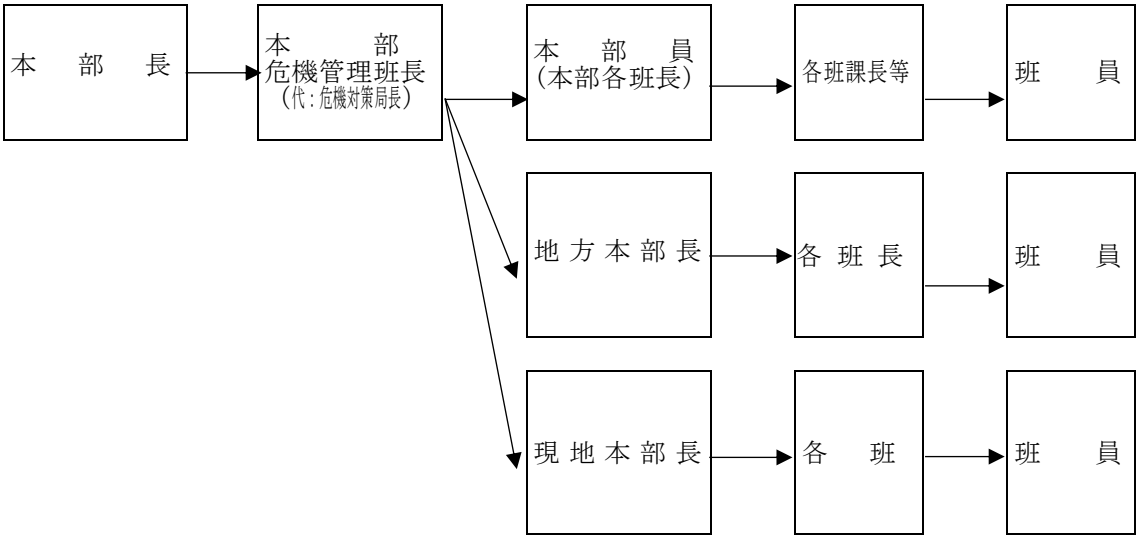

イ　本部危機管理班長は、本部員、本部各班長、地方本部長及び現地本部長に対し、本部、地方本部及び現地本部の設置を通知するものとする。
ウ　前項の通知を受けた本部各班長、地方本部長及び現地本部長は、配備要員に対し、当該通知の内容を周知するものとする。
エ　本部各班長、地方本部長及び現地本部長から周知を受けた配備要員は、直ちに業務につくものとする。
オ　各班においては、あらかじめ班内の連絡系統を定めておくものとする。
６　本部非常配備体制の活動
（１）非常配備下における活動の要点
ア　危機管理班長は、気象情報、対策通報等を各班及び地方本部に伝達するとともに関係機関、地方本部及び現地本部から被災地の情報を収集するものとする。
イ　関係課長等は、関係先から情報を収集するとともに、危機管理班長からの情報又は連絡に即応して、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
ウ　非常配備につく要員は、各自の所属する課等に待機するものとする。
エ　非常配備につく要員の人員は、状況により各班長において増減するものとする。
オ　本部の機能を円滑ならしめるため必要に応じて本部連絡員会議を開催するものとする。
カ　危機管理班長は、各班長及び北海道防災会議構成機関と相互に連絡を密にして客観情勢を判断し、本部長に報告するものとする。
キ　各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
(ｱ) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。
(ｲ) 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地へ配備するものとする。
(ｳ) 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整えるものとする。

７　災害情報の収集と対策指示

（１）本部各班長は、それぞれの所管事項に関する災害情報及び被害状況を出先機関及び関係機関を通じて収集するとともに、出先機関に対し、被災地の市町村及び災害の発生のおそれのある地域の市町村に対する災害応急対策の指導を指示するものとする。
（２）地方本部長は、管内市町村、関係出先機関又は関係機関から災害に関する情報及び情報を受けたときは、速やかに応急対策を講ずるとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。
（３）現地本部長は、災害に関する被災地の情報を収集するとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。
８　被害状況の報告
（１）地方本部長は、管内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況を収集し、本部長に報告するものとする。
　なお、報告に当たっては、総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会の情報を参考とし、不都合のないよう調整するとともに、他の法令等に基づく報告の内容と相違のないよう調整を行うものとする。
（２）本部長は、地方本部長から被害状況の報告を受けた場合には、各班長に通知するものとする。
（３）関係班長は、法令等に基づきそれぞれの所管事項に関する被害状況の報告を受けた場合は危機管理班長に報告するものとする。
　なお、重要事項については、各班長がその都度、本部長及び危機管理班長に説明するものとする。
（４）本部長は、被害状況を取りまとめの上、本部員会議及び北海道防災会議構成機関に連絡するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
（５）危機管理班長は、被害状況及び災害応急対策の実施状況等を報道機関に発表するものとする。
９　標識等
（１）本部、地方本部及び現地本部を設置したときは、標示板を掲示するものとする。
（２）災害時において、災害応急対策に従事する本部、地方本部及び現地本部の職員は、規則等において別段の定めがあるもののほか、別図の規格による腕章を帯用するものとする。
10　その他
　本部、地方本部及び現地本部が設置されない場合の災害応急諸対策活動については、この要領に準じて行うものとする。

災 害 対 策 基 本 法　（抜粋）　（昭和３８年１１月１５日法律第２２３号）

（都道府県災害対策本部）
第 23 条　都道府県の地域について災害か発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。
２　都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
３　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
４　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
1. 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
2. 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
3. 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
５　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
６　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
８　前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

別　図
１　腕　章
（本　部）

本部長、副本部長用
（知事、副知事）

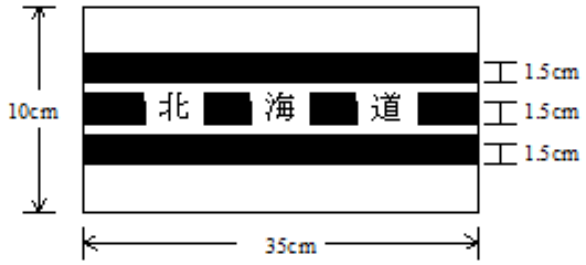

班　長　用
（部長、次長、局長）

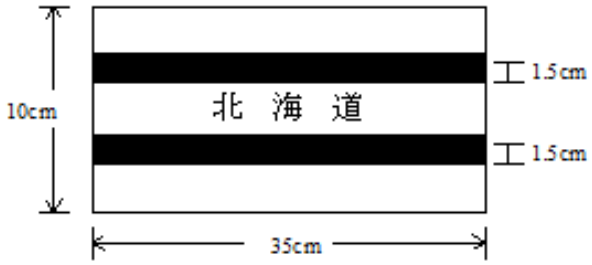

課　長　用

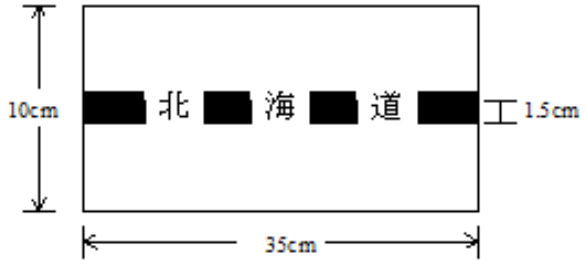

班　員　用

地方本部）

地方本部長、副本部長用
（総合振興局・振興局長、副局長）

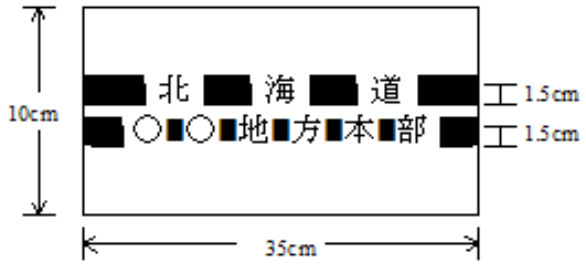

班　長　用
（総合振興局・振興局部長）

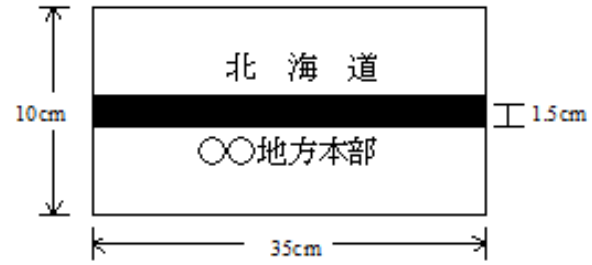

課　長　用

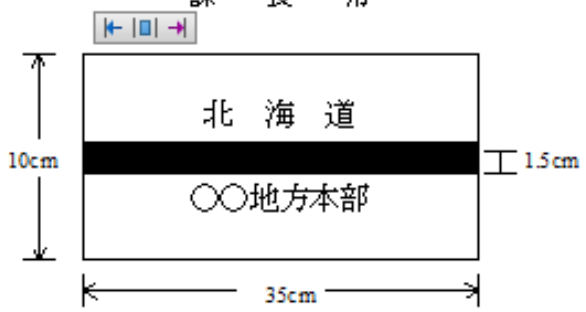

班　員　用

注）　腕章の地は白、線は赤とする。

別表１　　北 海 道 災 害 対 策 本 部 指 揮 室 編 成 表

室　長	災害対策本部副本部長（副知事）		
副室長	危機管理監	副室長補佐	危機対策局長

班 別 等	班長	所掌事務	
統括・広報班 （10 名）	危機対策課長	・危機対策課 （8 名） ・総合政策部広報広聴課	○災害対策本部及び指揮室の運営に関すること ○本部員会議の開催、運営に関すること ○自衛隊との調整に関すること（他班に属することを除く） ○道警との調整に関すること（他班に属することを除く） ○国及び国の現地対策本部との連絡調整に関すること ○地方本部等との調整、支援及び人員派遣（現地連絡員）に関すること ○市町村の実施すべき応急措置の代行に関すること（罹災証明を除く） ○災害対策基本法等の運用統括 ○報道専門官による発表に関すること ○報道対応に関すること ○災害救助法の適用に関すること
［情報・広報担当］ （12 名）		・危機対策課 （5 名） ・総務部総務課 ・総合政策部 ・経済部 ・農政部 ・水産林務部 ・出納局 ・企業局	○各班からの情報集約と時系列の作成及び各班への情報提供 ○公開情報（テレビ、報道等）の収集 ○気象情報等の収集等 ○各地方本部からの情報収集と提供 ○防災関係機関の被害状況の把握及び防災関係機関からの情報収集（航空映像、防災共通地図を含む） ○消防庁への報告に関すること ○広報に関すること ○情報発信に関すること
総務・庶務班 （4 名）	危機対策課課長補佐	・総務部財政課 ・危機対策課 （2 名）	○道議会に関すること ○指揮室の庶務に関すること ○職員の食料・飲料に関すること ○職員の勤務体制に関すること ○災害見舞金に関すること ○罹災証明の支援に関すること
ライフライン・公共交通機関班 （6 名）	危機対策課課長補佐	・危機対策課 （2 名） ・総合政策部 ・環境生活部 ・経済部	○ライフライン（通信網、電力施設、ガス関係、上下水道）の被害状況や復旧目処に関する情報収集及び復旧調整 ○燃料の供給に関すること ○ＪＲ、空港、港湾の被害状況や復旧目処に関する情報収集 ○公共交通機関など交通機関の運行状況や復旧目処に関する情報収集
道路交通・河川班 （4 名）	建設部 維持管理防災課課長補佐	・建設部 （3 名）	○道路の被害状況や応急対策の状況及び復旧状況及び通行止め等の道路情報に関する情報収集 ○緊急輸送路に関すること ○河川等の被害状況や応急対応の状況等に関する情報収集

救出・救助班 （5名）	消防担当課長	・危機対策課 （4名）	○消防、警察、海上保安庁、自衛隊等が実施する救出救助活動の総合調整及び被災者の救出に関すること ○ヘリコプター等運用調整班との調整
［消防応援活動調整担当］ （2名）		・危機対策課 （2名）	○消防応援活動調整本部の運営
ヘリコプター等運用調整班 （4名）	防災航空室課長補佐	・防災航空室 （2名） ・保健福祉部 地域医療課	○ヘリコプター等の運用調整に関すること（ドクターヘリを含む）
応急医療班 （6名）	保健福祉部 総務課課長補佐	・保健福祉部 総務課 地域医療課 （2名） 医務薬務課 ・道立病院局 病院経営課	○医療救護に関する状況把握、連絡調整に関すること ○保健医療福祉調整本部／ＤＭＡＴ調整本部との調整に関すること ○ＤＭＡＴ・救護班の派遣、受入に関する連絡調整に関すること ○医薬品等の供給対策に関すること
特命班 （５名）	原子力安全対策課長	・原子力安全対課 （４名）	○災害対策本部指揮室における特命事項に関すること ○原子力災害対策に関すること
応援受援・輸送調達班 （9名）	防災教育担当課長	・危機対策課 （4名） ・人事課 ・総合政策部 （１名） ・環境生活部 ・保健福祉部	○職員の派遣等に関すること ○市町村間の職員の派遣等に関すること ○物資（食料、水、生活必需品等）の輸送・調達等に係る関係機関との連絡調整に関すること ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関すること ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関すること ○災害救助法の適用に付随する事務処理に関すること
［避難所担当］ （2名）		・危機対策課 （2名）	○避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関すること

※１　各班の体制は必要に応じて増減する。
※２　各班の班長は、課長補佐、主幹級以上とすること。
※３　記載の人数は指揮室設置初期の基本人数とし、災害対策本部各班（各部局）からの要員は、交代要員を考慮するとともに、必要に応じて増減員する。

別表２

本　部　所　掌　事　務　分　担　表

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
危機管理班（危機対策局）	危機対策局		1　気象予警報及び情報等の受理伝達に関すること。 2　災害の状況、対策措置状況等の収集、報告及び提供に関すること。 3　北海道防災会議に関すること。 4　災害対策（連絡）本部及び災害対策本部指揮室の設置及び廃止に関すること。 5　本部員会議に関すること。 6　庁内非常配備体制に関すること。 7　北海道警察本部及び北海道教育庁に対する指示及び連絡に関すること。 8　地方（連絡）本部に対する指示及び連絡に関すること。 9　北海道消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。 10　災害救助法の適用に関すること。 11　市町村長の実施すべき応急措置の代行に関すること。 12　指定公共機関の長等に対する応急措置の実施及び情報提供、意見表明、その他協力要請等に関すること。 13　災害予防及び災害応急対策の推進及び調整に関すること。 14　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 15　中央関係機関に対する要望に関すること。 16　災害応急措置業務従事者の損害補償に関すること。 17　政府及び国会の災害地視察に関すること。 18　水防事務の総括に関すること。 19　災害日誌及び災害記録に関すること。 20　北海道災害対策交付金の交付に関すること。 21　北海道災害弔慰金等・住家被害見舞金の支給に関すること。 22　防災功労者の褒章に関すること。 23　災害時における相互応援協定に関すること。 24　災害ボランティア活動の状況把握に関すること。 25　総務部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。 26　高速道路の無料化措置に関すること。
総務班 総務部（危機対策を除く）	総務課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　本庁舎等の庁舎管理に関すること。
	人事局	人事課	1　職員の派遣に関すること。
		職員厚生課	1　災害時における職員及び家族の福利厚生に関すること。 2　職員公宅の被害調査及び応急対策に関すること。
	財政局	財政課	1　災害関係予算に関すること。 2　災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3　災害に関する道議会に関すること。
		税務課	1　災害時による道税に関する申告、申請、請求その他書類提出又は納付、納入の期限延長に関すること。 2　災害時による道税の減免、徴収猶予、換価猶予及び納入義務免除に関すること。
	法人局 学事課		1　私立学校の被害調査及び復旧対策に関すること。 2　私立学校の授業料等減免に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等	対　　策　　業　　務
総務班 総務部 (危機対策を除く)	行政局(財産課を除く)、人事局（人事課、職員厚生課を除く） 法人局（学事課を除く）、 北方領土対策課	1　災害時における総務班の対策業務についての協力に関すること。
総合政策班 (総合政策部)	総　務　課	1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　総合政策部関係被害の取りまとめに関すること。 3　総合政策部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。
	知事室　秘　書　課	1　知事及び副知事の災害地視察に関すること。
	知事室　広報広聴課	1　災害広報の企画実施に関すること。 2　各種情報資料の収集、提供に関すること。 3　報道機関との連絡調整に関すること。
	知事室　道政相談センター	1　被災者からの相談及び要請、要望、陳情に関すること。 （他課の所管するものを除く。）
	国際局 国際課	1　在道外国公館に対する災害状況の報告に関すること。 2　在道外国公館の被害調査に関すること。 3　北海道出身移住者子弟留学生及び北海道海外技術研修員等の被害調査に関すること。 4　語学指導等を行う外国青年招致事業参加者及びこれに準ずる外国人の被害調査に関すること。 5　多言語による情報提供の支援に係る関係団体との連携・協力に関すること。 6　災害時要援護者対策（外国人）に関すること。
	情報統計局 情報政策課	1　道の情報通信基盤に関すること。 2　臨時電話等の設置に関すること。
	交通政策局 交通企画課	1　鉄道・軌道、フェリーなどの運航状況や復旧見込等に関する情報収集に関すること。 2　交通施設等の被害状況の情報収集に関すること。（他部課の所管するものを除く。） 3　港湾及び海岸（国土交通省港湾局）の事故等に関すること。 4　港湾及び海岸（同上）の被害状況の収集及び応急並びに復旧対策に関すること。
	航空局 航空課	1　空港の事故等に関すること。 2　航空機関の運行状況や復旧見込等に関する情報収集に関すること。 3　空港の被害状況の収集及び応急並びに復旧対策に関すること。 4　国際航空輸送関連施設の被害状況の情報収集に関すること（他の所管に属するものを除く）。

班別 (所属別)	課名等		対策業務
総合政策班（総合政策部）	地域創生局 地域政策課		1　防災のための集団移転事業に関すること。
	地域行政局 市町村課		1　被災地の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「被災地の市町村等」という。）の短期資金のあっせんに関すること。 2　被災地の市町村等の災害に係る地方債に関すること。 3　被災地の市町村に対する普通交付税の繰上げ交付に関すること。 4　被災地の市町村の特別交付税に関すること。 5　被災地の市町村が行う税等の減免に関すること。 6　被災地の市町村等の行財政運営に係る助言及び調査に関すること。 7　市町村間の職員の派遣に関すること。
	政策局 情報統計局統計課 交通政策局新幹線推進室 地域行政局行政連携課		1　災害時における総合政策班の対策業務についての協力に関すること。
環境生活班（環境生活部）	総務課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　環境生活関係被害状況の取りまとめに関すること。 3　環境生活関係職員の派遣に関すること。 4　環境生活部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。
	環境局	環境政策課	1　特定の開発行為（他課の所管するものを除く。）に係る被害調査等に関すること。 2　災害時の給水計画の指導に関すること。 3　水道施設の復旧指導に関すること。
		循環型社会推進課	1　災害時の廃棄物処理計画の指導に関すること。 2　一般廃棄物処理施設の復旧指導に関すること。 3　災害時における公害対策に関すること。
		自然環境課	1　自然公園等の被害調査に関すること。 2　災害時における人の飼養する危険動物による危害の防止に関すること。 3　家庭動物等対策に関すること。
	くらし安全局	道民生活課	1　道立婦人保護施設等の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
		消費者安全課	1　災害時における生活必需物資の需給、価格の調査監視及び物価対策の調整に関すること。
	文化局 文化振興課		1　北海道博物館、オホーツク流氷化学センターの被害調査及び応急措置並び復旧対策に関すること。
	スポーツ局 スポーツ振興課		1　道立総合体育センター、北見体育センターの被害調査及び応急措置並び復旧対策に関すること。
	アイヌ政策推進局 環境局気候変動対策課		1　災害時における環境生活班の対策業務についての協力に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
保健福祉班 （保健福祉部）	総　務　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　保健福祉部関係被害の取りまとめに関すること。 3　市町村における災害救助法に基づく応急救助の実施指導に関すること。 4　日本赤十字社北海道支部との業務委託協定（避難所の設置、医療、助産及び死体の処理）の実施に関すること。 5　災害救助法に基づく求償に関すること。 6　災害救助費の予算経理に関すること。 7　日本赤十字社救助活動の連絡調整に関すること。 8　保健福祉部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。 9　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 10　災害援護資金の貸付けに関すること。 11　災害時要援護者対策の総括に関すること。(保健福祉部所管業務に限る。) 12　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 13　北海道保健医療福祉調整本部の設置・運営に関すること。
	地域医療推進局	地域医療課	1　災害時の医療救護に関すること。 2　災害拠点病院等との連絡調整に関すること。 3　救護班（日本赤十字社を除く。）及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請に関すること。 4　医療施設等の復旧対策に関すること。 5　道立診療所の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
		医務薬務課	1　道立高等看護学院の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2　災害時に必要な医薬品や医療材料等の供給に関すること。 3　災害時の保存血液等の需給調整に関すること。 4　医療品等製造・卸売施設、血液センターの被害調査及び応急措置に関すること。 5　医療施設等の被害調査及び復旧対策に関すること。
	健康安全局	地域保健課	1　災害時の保健相談に関すること。 2　保健センター、栄養士、調理師養成施設等関連施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 3　道立保健所及び保健所支所、道立衛生研究所の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 4　災害時の歯科医療救護に関すること。 5　災害時の防疫の実施に関すること。 6　災害時の疫学調査等に関すること。 7　災害時の感染予防のための家庭用水の供給の指導に関すること。 8　感染症指定医療機関の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 9　災害時要援護者対策（難病患者）に関すること。
		国保医療課	1　被災被保険者に対する国民健康保険料（税）等の徴収猶予又は減免に関すること。 2　被災医療機関の診療報酬の特別措置に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
保健福祉班（保健福祉部）	健康安全局	食品衛生課	1　食品衛生の保持に関すること。 2　食肉・食鳥検査に関すること。 3　被災地のへい獣処理に関すること。 4　放浪犬の処理に関すること。 5　食品及び生活衛生関係営業施設の被害調査及び応急措置に関すること。
	福祉局	地域福祉課	1　被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 2　災害義援金募集委員会の調整及び災害義援金配分委員会に関すること。 3　福祉救護ボランティアに係る連絡調整に関すること。 4　被災者の生活援護に関すること。 5　保護施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 6　生活保護指定医療機関並びに医療扶助入院患者の被害調査及び応急措置援護に関すること。 7　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣調整に関すること。
		施設運営指導課	1　社会福祉施設の被害調査及び復旧対策の取りまとめに関すること。
		障がい者保健福祉課	1　被災地の障がい者（児）の保護に関すること。 2　障がい者（児）福祉施設及び精神科病院の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3　被災者に対する障害福祉サービスの利用者負担の減免に関すること。 4　被災者に対する障害福祉サービスの提供に関する特例措置に関すること。 5　道立心身障害者総合相談所、道立障害児（者）施設及び道立精神保健福祉センターの被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 6　災害時要援護者対策（障がい者（児））に関すること。 7　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣調整に関すること。
	高齢者支援局 高齢者保健福祉課		1　被災地の高齢者世帯の保護に関すること。 2　老人福祉施設及び介護老人保健施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3　被災被保険者に対する介護保険料の徴収猶予又は減免に関すること。 4　被災者に対する介護保険サービスの提供に関する特例措置に関すること。 5　被災介護保険施設の介護報酬の特別措置に関すること。 6　災害時要援護者対策（高齢者）に関すること。
	子ども未来推進局 子ども子育て支援課		1　被災地の児童及び母子・父子世帯の保護に関すること。 2　被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 3　児童福祉施設等の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 4　道立児童相談所及び道立児童福祉施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 5　災害時要援護者対策（母子・児童）に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
産 済 班 （経 済 部）	総　務　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　経済部関係被害の取りまとめ及び総合調整に関すること。 3　経済部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。
	食関連産業室		1　食品産業及び食関連産業の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
	経 済 企 画 局	経済企画課	1　商工業及び労働に係る災害応急諸施策の総合的な調整に関すること。
		国際経済室	1　貿易関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
	観　光　局		1　観光事業関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2　災害時における観光客対策に関すること。
	地 域 経 済 局	中小企業課	1　被災中小企業の金融に関すること。 2　商工会館等の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 3　災害時における流通対策の総合調整に関すること。 4　商業関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
経 済 班 （経 済 部）	産 業 振 興 局	産業振興課	1　工業関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2　工業団地内の立地企業及び工業用水道の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関すること。 3　苫小牧東部地域並びに石狩湾新港地域における被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関すること。
		科学技術振興課	1　科学技術関係の被害状況調査及び復旧対策に係ること。
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 局	環境･エネルギー課	1　エネルギー関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2　環境・リサイクル関連産業の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 3　鉱業関係の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4　災害時における砂利・採石、高圧ガス及び火薬類の保安に関すること。 5　災害時における地質情報の収集に関すること。 6　災害時における燃料の需給等の調整に関すること。
	労 働 政 策 局	雇用労政課	1　災害時における職業安定機関との連絡調整に関すること。 2　災害時における離職者の発生状況調査に関すること。 3　労働福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4　北海道労働局労働基準部との連絡調整及び情報収集に関すること。
		産業人材課	1　職業能力開発事業関係被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2　全道高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校における被害状況調査及び復旧対策に関すること。 3　道立職業能力開発支援センターにおける被害状況調査及び復旧対策に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
農政班 (農政部)	農　政　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　農業災害情報の受領及び通知並びに農業被害報告の取りまとめ、通知及び公表に関すること。 3　農業災害対策の企画調整に関すること。 4　農業関係団体に対する指導・調整及び応援の要請に関すること。 5　その他災害関係業務のうち他課の所管に属しない事項に関すること。
	競馬事業室		1　競馬場施設の被害調査等に関すること。
	生産振興局	農産振興課	1　稲作、畑作、園芸関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　災害時の災害救助用米穀の引渡しに関すること。
		畜産振興課	1　畜産、飼料作物関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　被災地の家畜の衛生対策に関すること。 3　家畜の飼料確保対策に関すること。
		技術普及課	1　被災地の農作物及び家畜の技術指導に関すること。 2　被災地の病虫害の防除に関すること。 3　農業生産資材の確保対策に関すること。
	農業経営局	農業経営課	1　農業災害関係資金の融通に関すること。 2　農業災害補償制度の適用に関すること。 3　共同利用施設被害の審査及び集計並びに復旧対策に関すること。 4　営農施設被害に関すること。
	農村振興局	事業調整課	1　災害復旧事業の技術の調整に関すること。
		農業施設管理課	1　災害復旧事業の法手続きに関すること。 2　農業基盤整備資金の融通に関すること。
		農村計画課	1　災害復旧と耕地計画の調整に関すること。
		農地整備課	1　所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
		農村整備課	1　防災ダム、海岸、地すべり等の被害に関すること。 2　農地、農業用施設、農地海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び集計並びに応急措置、復旧対策に関すること。 3　所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
	食の安全推進局食品政策課 農業経営局農地調整課 農村振興局農村設計課		1　災害時における農政班の対策業務についての協力に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
水産林務班 （水産林務部）	総　　務　　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　水産業・林業関係被害報告の取りまとめに関すること。 3　水産業・林業被害に関する応急措置及び復旧対策の企画調整に関すること。 4　水産林務部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。
	水産局	水産経営課	1　共同利用施設、その他施設（他課所管に属するものを除く。）の被害調査及び復旧対策に関すること。 2　水産業関係災害復旧資金の融通に関すること。 3　既借入金の条件緩和に関すること。 4　漁業災害補償制度及び漁船損害補償制度の促進に関すること。 5　水産業協同組合が行う災害復旧対策の指導に関すること。 6　災害時の水産加工対策に関すること。
		水産振興課	1　水産資源の被害調査及び対策促進に関すること。 2　水産増養殖物及び施設の被害調査並びに応急措置及び復旧対策に関すること。 3　漁場の被害調査及び復旧対策に関すること。 4　水産業共同利用施設（種苗生産施設）の被害調査及び復旧対策に関すること。 5　沿岸漁場整備開発施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
		漁港漁村課	1　漁港・漁港海岸の被害の取りまとめに関すること。 2　漁港・漁港海岸に係る被害調査及び応急措置、災害復旧対策に関すること。
		漁業管理課	1　漁業の操業への影響に関すること。 2　漁船の応急措置に関すること。 3　水産業共同利用施設（サケ・マス増殖及び内水面関連施設）の被害調査及び復旧対策に関すること。 4　災害時における漁業取締船の配備に関すること。
	林務局	林業木材課	1　林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 2　災害応急復旧用木材の需給計画に関すること。 3　林業災害に係る林業金融に関すること。 4　林業構造改善に係る施設の災害調査及び復旧対策に関すること。 5　特用林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
		森林整備課	1　林野火災の被害調査及び応急措置に関すること。 2　森林及び苗畑の被害調査及び復旧対策に関すること。 3　被災保険者に対する森林保険に関すること。 4　被災林野に係る病害虫の異常発生の防疫に関すること。 5　林道の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		治　山　課	1　林地及び治山施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
水産林務班 （水産林務部）	森林環境局	森林活用課 道有林課	1　道民の森等の被害調査及び復旧対策に関すること。 2　道有林被害の取りまとめに関すること。 3　道有林の林野及び立木の被害調査及び復旧対策に関すること。 4　道有林の造成地及び林道の被害調査及び復旧対策に関すること。 5　道有林の土地（林野を除く。）、建物及び工作物の被害調査及び復旧対策に関すること。
	林務局 森林計画課		災害時における水産林務班の対策業務についての協力に関すること。
建設班 （建設部）	総務課		1　災害時における必要物品の調達に関すること。 2　第二種普通財産の被害調査、復旧に関すること。（他課の所管するものを除く。） 3　職員の災害派遣・応援に関すること。
	建設管理局	建設政策課	1　災害対策及び復旧の広報広聴に関すること。
		維持管理防災課	1　班内の非常配備体制の確認及び危機対策課への報告に関すること。 2　建設部所管施設の被害の取りまとめに関すること。 3　班の庶務に関すること。 4　建設部所管の公共土木施設の被害調査及び応急措置・復旧対策に関すること（他部課の所管するものを除く）。 5　被災地の道道の交通の確保に関すること。 6　建設部所管に係る雨量・降雪量・河川水等の情報収集に関すること。 7　建設部所管に関するダムに係る情報収集に関すること。 8　建設部所管に係る水防の技術指導及び情報収集に関すること。 9　建設部所管に関する火山に関する情報収集などに関すること。 10　市町村の避難勧告等に伴う所掌事務に係る技術的に可能な範囲での助言に関すること。（水防） 11　建設部所管の防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること。
		建設管理課	1　関係情報の収集に関すること。 2　土木事業の技術指導及び技術調整に関すること。
	土木局	道路課	1　関係情報の収集に関すること。
		河川砂防課	1　河川・砂防等・海岸（国土交通省水管理・国土保全局）の被害調査に関すること。 2　公共土木施設の被害調査や被害報告取りまとめ及び復旧対策に関すること（他課の所管するものを除く。）。 3　土砂災害の被害調査及び報告に関すること。 4　火山関する情報収集などに関すること。 5　市町村の避難勧告等に伴う所掌事務に係る技術的に可能な範囲での助言に関すること。（土砂災害）
	まちづくり局	都市計画課	1　宅地の被害状況調査に関すること。 2　被災宅地危険度判定業務に関すること。
		都市環境課	1　関係情報の収集に関すること。 2　公園・下水道の被害調査及び復旧並びに管理に関すること。

班　別 (所属別)	課　名　等		対　　策　　業　　務
建設班 （建設部）	住宅局	建築指導課	1　被災地における建築物の被害状況調査に関すること。 2　被災地における建築制限及び指導に関すること。 3　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等に関すること。 4　地震後の被災建築物の応急危険度判定業務に関すること。
		住　宅　課	1　公営住宅の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2　災害公営住宅の供給に関すること。
	建築局	計画管理課	1　関係情報の収集に関すること。
		建築保全課	1　関係情報の収集に関すること。
		建築整備課	1　関係情報の収集に関すること。
	収用委員会事務局		1　災害時における建設班の対策業務についての協力に関すること。
出納班 （出納局）	総　務　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。
	会計管理室	審査第１課 審査第２課	1　災害救助基金等応急救助費の支出に関すること。
		経　理　課	1　支払資金対策に関すること。 2　災害見舞金の出納保管に関すること。
		調　達　課	1　救援物資の出納保管に関すること。
	財務指導課		1　災害時における出納班の対策業務についての協力に関すること。
企業班 （企業局）	総　務　課		1　班内非常配備体制及び連絡調整に関すること。 2　災害応急対策資材等の調達に関すること。 3　被害の取りまとめに関すること。 4　災害関係予算に関すること。
	発　電　課		1　電気事業施設の情報収集及び被害調査に関すること。 2　電気事業施設に係る災害応急対策の技術的連絡調整に関すること。 3　電気事業施設の警戒及び管理に関すること。
	工業用水道課		1　工業用水道施設の情報収集及び被害調査に関すること。 2　工業用水道施設に係る災害応急対策の技術的連絡調整に関すること。 3　工業用水道施設の警戒及び管理に関すること。
道立病院班 （道立病院局）	病院経営課 経営改革課		1　災害時の医療救護に係る協力に関すること。 2　道立病院の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 3　医療資材の確保及び供給に係る協力に関すること。

別表３　　地　方　本　部　事　務　分　担　表

班　　別（所属別）	対　　策　　業　　務
総　務　班 （総合振興局又は振興局地域創生部、総務課、税務課、課税課・納税課（道税事務所除く））	1　気象予報（注意報を含む。）警報、並びに情報等の受理伝達及び対策通報に関すること。 2　水防警報及び洪水予報の受理及び伝達に関すること。 3　被害状況等収集及び報告に関すること。 4　地方（連絡）本部の設置・運営に関すること。 5　市町村長の実施する応急措置の調整等に関すること。 6　指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 7　防災通信の運用に関すること。 8　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 9　総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 10　災害の記録等に関すること。 11　地方（連絡）本部の庶務に関すること。 12　災害時における相互応援協定に関すること。 13　防災ボランティアの総合調整に関すること。
保健環境班 （総合振興局又は振興局保健環境部	1　災害時の応急医療の確保に関すること。 2　被災地の給水計画及び水道施設復旧の指導に関すること。 3　被災地の防疫の実施指導に関すること。 4　被災地の感染症の予防に関すること。 5　被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。 6　り災者の保健衛生指導に関すること。 7　被災地の医療品及び衛生材料等の需給に関すること。 8　救助実施の指導に関すること。 9　災害救助法等に基づく従事命令等の行使に関すること。 10　社会福祉協議会を通じた福祉救援ボランティア活動への支援に関すること。 11　被災地の廃棄物処理の調整・支援に関すること。 12　災害時要援護者対策に関すること。 13　被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導に関すること。 14　家庭動物等対策に関すること。
産業経済班 （総合振興局又は振興局産業振興部）	1　災害時の災害救助用米穀の引渡しに関すること。 2　災害時の生活必需品、燃料、その他物資の供給に関すること。 3　災害応急対策資材等の需給に関すること。 4　被災地の家畜管理指導等及び飼料の需給に関すること。 5　被災地の病害虫の防除に関すること。 6　被災地の農作物種苗等生産資材の需給に関すること。 7　被災各種産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
土木技術班 （総合振興局又は振興局建設管理部）	1　水防の技術指導に関すること。 2　災害時の関係河川の水位、雨量及びダム放流の情報収集及び報告に関すること。 3　災害時のダム操作の適正な実施に関すること。 4　災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 5　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
協　力　班 （その他の地方部局）	1　災害予防及び災害応急対策実施のための応援等に関すること。

上記各班の対策業務のほか、本部各班の関連対策業務を処理するものとする。

別表４

現　地　本　部　所　掌　事　務　分　担　表

班　　別	対　　策　　業　　務
総　務　班	１　被害状況や被災地の対応状況の把握及びこれらに関する情報の災害対策本部等への伝達に関すること。 ２　被災者の救助・救出に係る市町村や防災関係機関との調整に関すること。 ３　被災地からの要望の把握、要望事項の災害対策本部への報告に関すること。 ４　現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施に関すること。 ５　防災無線、ネットワーク等通信の確保に関すること。 ６　調査団等の現地調査等に係る連絡調整に関すること。 ７　その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務に関すること。
広　報　班	１　被災者の救助・救出に係る広報や住民等への情報提供に関すること。 ２　報道対応及び広報に関する関係機関との調整に関すること。
保健医療班	１　傷病者搬送（トリアージ）の調整に関すること。 ２　医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整に関すること。 ３　防疫対策の指導に関すること。
生活福祉班	１　救援物資、災害救助法に係る調整に関すること。 ２　避難所、仮設住宅、家庭動物等の調整、支援に関すること。 ３　社会福祉協議会、ボランティア等の調整、支援に関すること。
産　業　班	１　農林水産業、商工業に関する被害状況等の把握に関すること。 ２　農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施に関すること。
建設土木班	１　所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握に関すること。 ２　所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施に関すること。 ３　被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保に関すること。

災害対策本部の組織

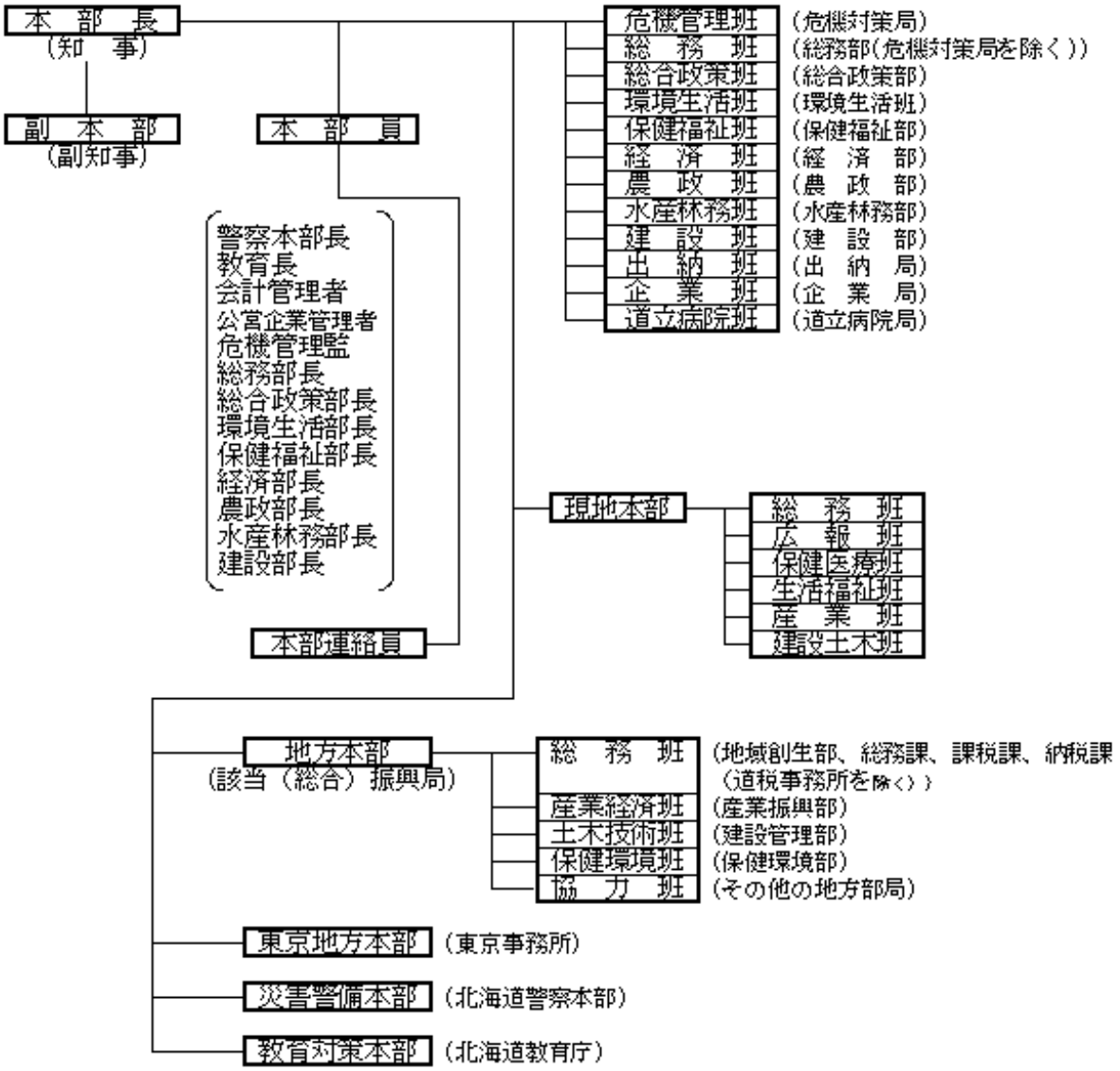
本部長
（知事）
副本部
（副知事）
本部員
警察本部長
教育長
会計管理者
公営企業管理者
危機管理監
総務部長
総合政策部長
環境生活部長
保健福祉部長
経済部長
農政部長
水産林務部長
建設部長
本部連絡員
危機管理班
（危機対策局）
総務班
（総務部（危機対策局を除く））
総合政策班
（総合政策部）
環境生活班
（環境生活班）
保健福祉班
（保健福祉部）
経済班
（経済部）
農政班
（農政部）
水産林務班
（水産林務部）
建設班
（建設部）
出納班
（出納局）
企業班
（企業局）
道立病院班
（道立病院局）
現地本部
総務班
広報班
保健医療班
生活福祉班
産業班
建設土木班
地方本部
（該当（総合）振興局）
総務班
（地域創生部、総務課、課税課、納税課
（道税事務所を除く））
産業経済班
（産業振興部）
土木技術班
（建設管理部）
保健環境班
（保健環境部）
協力班
（その他の地方部局）
東京地方本部
（東京事務所）
災害警備本部
（北海道警察本部）
教育対策本部
（北海道教育庁）

６　災害対策現地合同本部設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。
２　現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。
３　派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し、現地合同本部に常駐させるものとする。
４　災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。
５　現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。
（任務）
第３条　現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。
（１）災害に関する情報収集に関すること。
（２）災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。
（３）被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
（４）被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。
（５）災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
（６）その他必要な事項について調整を図ること。
（現地合同本部の組織）
第４条　現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。
２　現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。
３　副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
４　本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役員及び職員のうちから指名したものをもって充てる。
（地方現地合同本部の組織）
第５条　地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。
２　地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する(総合)振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。
３　副本部長及び班長は、本部長が（総合）振興局地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
４　本部員は、当該地（総合）振興局長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。
（情報伝達系統等）
第６条　現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のとおりとする。
（非常災害現地対策本部との連携）
第７条　国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。
（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

1　現地合同本部等設置に関する情報伝達系統

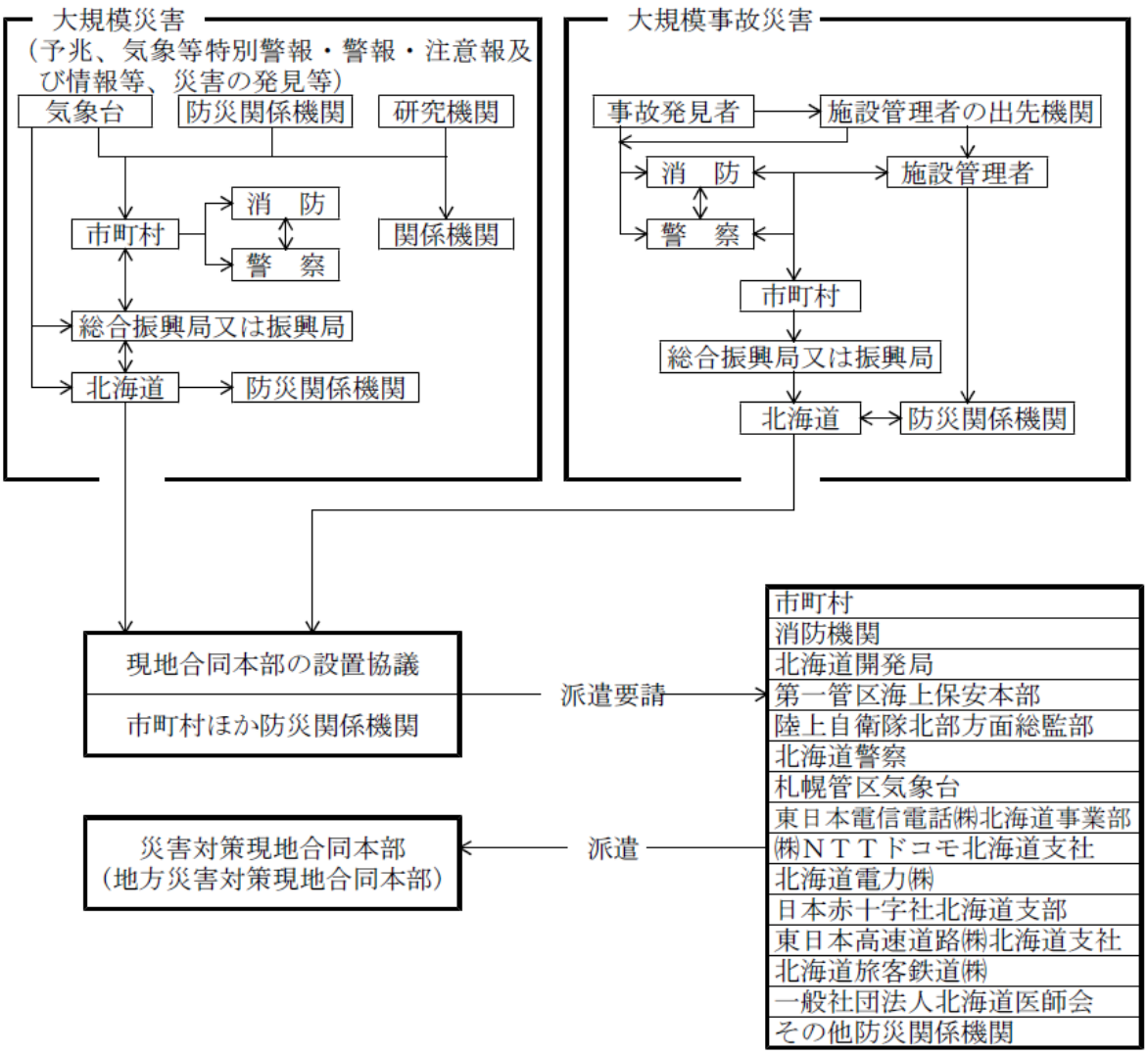

2　現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担　当	内　容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整（応援･協力の要請）	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 （自衛隊、海保～派遣があった場合）
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊～災害派遣があった場合）

※ 施設管理者は、事故災害の場合のみ

７ 北海道事務決裁規程（抜粋）

別表第４（第８条関係）
局長専決事項
本庁総務部の分掌事項

１　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の施行に関する事務
（１）第６０条第４項の規定に基づき、市町村長からの報告を受理すること。
（２）第６０条第６項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
（３）第６１条２項の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言をすること。
（４）第６８条の規定に基づき、市町村長等からの要求又は要請に応じて、応援又は災害応急対策を実施すること。
（５）第７０条第１項及び第３項の規定に基づき、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急措置を実施し、及び指定行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めること。
（６）第７１条第１項の規定に基づき、従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、飼養し、若しくは収容し、又は立入検査させ、若しくは報告を求めること。
（７）第７２条第１項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。
（８）第７２条第２項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めること。
（９）第７３条第１項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
（１０）第８１条第１項の規定に基づき、公用令書を送付すること。
（１１）第８６条の１４第１項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請すること。
（１２）第８６条の１４第２項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべき事を指示すること。
（１３）第８６条の１８第１項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請すること。
（１４）第８６条の１８第２項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。
（１５）災害対策基本法施行例（昭和３７年政令第２８８号。以下この項において「施行例」という。）第３３条第１項の規定に基づき、災害応急対策を実施する車両についての確認を行うこと。
（１６）施行例第３３条第２項の規定に基づき、標章及び証明書を交付すること。

２　災害救助法の施行に関する事務
（１）第７条第１項の規定に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。
（２）第８条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させること。
（３）第９条第１項の規定に基づき、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。

３　自衛隊法の規定に基づく災害救助に関する事務
（１）第 83 条第 1 項の規定に基づき、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請すること。

４　水防法の施行に関する事務
（１）第 30 条の規定に基づき、水防上の緊急措置を指示すること。
（２）第 48 条の規定に基づき、水防管理団体に対し、勧告し、又は助言すること。
（３）第 49 条第 1 項の規定に基づき、資料の提出を命じ、又は必要な土地に立ち入らせること。

第３　北海道消防防災ヘリコプター運航関係規程

１　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第１章　総則

（趣旨）
第１条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。
（他の法令との関係）
第２条　航空機の運航管理については、航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
（用語の定義）
第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）航空機等　航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
（２）消防防災業務　航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。
（３）航空隊員　航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。
（４）自隊訓練　総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
（５）運航計画　航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
（６）委託会社　道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。
（７）共同運航機関　道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を共同で運航する機関をいう。

第２章　防災航空隊

（防災航空隊の設置）
第４条　航空室に、防災航空隊を置く。
２　防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。
３　防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。
４　隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。
（隊長の任務）
第５条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。
（副隊長の任務）
第６条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。
２　隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。
（隊員の任務）
第７条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。
（搭乗者の指定）
第８条　防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第３章　運航管理

（総括管理者）
第９条　航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。
（運航責任者）
第 10 条　航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航責任者」という。）が行う。
（航空消防活動運航指揮者）
第 11 条　航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「航空消防活動指揮者」という。
２　航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。
（運航計画）
第 12 条　運航責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。
２　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）とする。
（運航する航空機等）

第 13 条　総括管理者は、法第２３条及び第２５条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。
２　運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。
（運航範囲）
第 14 条　航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。
（１）災害応急対策活動
（２）救急活動
（３）救助活動
（４）火災防御活動
（５）広域航空消防防災応援活動
（６）災害予防活動
（７）自隊訓練
（８）その他総括管理者が必要と認める活動
２　航空機の運航は、原則として午前８時４５分から午後５時３０分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。
（緊急運航）
第 15 条　前条第１項第１号から第５号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第 12 条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
２　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。
３　緊急運航に関し必要な事項は、別に定める「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領」によるものとする。
（運航に伴う報告）
第 16 条　航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第３号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第４号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。
（飛行場外離着陸場）
第 17 条　運航責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及　び法第 81 条の２の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第４章　使用手続

（使用予定表）
第 18 条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年２月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第５号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第６号）を総括管理者に提出しなければならない。
（航空機の使用申請）
第 19 条　航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第７号）により、使用する日の１５日前までに総括管理者に申請しなければならない。
（航空機の使用承認）
第 20 条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
２　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第８号）を交付するものとする。

第５章　安全管理等

（安全管理）
第 21 条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
２　運航責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
（航空消防活動指揮者の責務）
第 22 条　航空消防活動指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第６章　教育訓練

（隊員等の教育訓練）
第 23 条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
（自隊訓練）
第 24 条　運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第７章　事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）
第 25 条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。
（航空事故発生時の措置）
第 26 条　航空消防活動指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。
２　運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。
（事故報告）
第 27 条　総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第８章　雑則

（記録及び保存）
第 28 条　運行管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。
（その他）
第 29 条　この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成　８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、令和　２年４月１日から施行する。

様式第１号(第１２条関係)

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（　　年度）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

月	消防防災業務及び訓練				その他（一般行政使用等）				整備計画	備考
	内　　容	予定時刻	予定日数	飛行予定時間	内　　容	予定時刻	予定日数	飛行予定時間		

様式第２号(第１２条関係)

北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（　　月）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

日	曜	飛行時間	飛行区分	内　　容	使用着陸場	申請手続きの有無及び種別	整備計画	備　　考

様式第３号（第１６条関係）

年　　月　　日

運航責任者（防災航空室長）様

報告者　（航空消防活動指揮者）　印

飛　行　報　告　書

飛行年月日	年　月　日（　曜日）　天候				
業務内容					
飛行経路					
操縦士名					
整備士名					
搭乗隊員 （運航指揮者に○）					
飛行時間	出発時間	時　分	実飛行時間	時間　分	
	到着時間	時　分	使用燃料	リットル	
搭乗者及び搭載物資	搭乗者		搭載物資		
	氏名	飛行時間	品名	個数	重量
参考事項					

様式第４号（第１６条関係）

年　　月　　日

運航責任者（防災航空室長）　様

航空消防活動指揮者　　印

緊　急　運　航　報　告　書

災害種別		要請機関名及び 連絡先職氏名	
発生日時	年　月　日（　）　時　分頃		
発生場所及び目標			
要請方法	電話・FAX	要請日時	月　日　時　分
要請者		受信者	
現地の気象	天候　風向　風速　m　気温　℃ 視程　Km以上　雲高　m　注意報・警報		
着陸場所への到着時間			
着陸場所への到達時間	時　分	燃料補給量	リットル
航空消防活動指揮者及び出動隊員		操縦士及び整備士	P C M

活動時間			
		出動～帰隊	０時間００分
		T～T	

消　　火	回　　リットル	資機材搬送	回　　kg
救　　助	回　　人	情報収集	回
救　　急	回　　人	調　　査	回
人員輸送	回　　人	そ の 他	回

災害概況　傷病者状況	【要救助者情報】 氏名等　：　　歳　生年月日　　性 住 所　：
活動内容	時　　分　飛行決心 搭乗救急救命士： 【救急救命士特定行為関係】

【血糖測定】　処置実施者：

1回目	:	mg/dl	2回目	:	mg/dl	

【特定行為総括】

除細動回数	気道確保器具	適応番号	静脈路確保位置・確保針		
				G	
薬剤名	アドレナリン(mg)	エピペン(mg)	ブドウ糖(ml)	輸液量(ml)	輸液速度
投与量					
指示関係					
指示医師名		所属病院		その他	
指示内容					

特記事項	

様式第５号（第１８条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（　　年度）

番　　号
年　　月　　日

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

機関の長
申請者　　連 絡 先
電　　話
担 当 者

年　　月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使　用　目　的	使　用　区　域	摘　要

様式第６号（第１８条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（　　月）

番　　号
年　　月　　日

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

機関の長
申請者　　連 絡 先
電　　話
担 当 者

年　　月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使　用　目　的	使　用　区　域	摘　要

様式第７号（第１９条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第　　号
年　　月　　日

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

申請者　　印
（担当者　　TEL　　）

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

記

1　使用日時	年　月　日（　）　時　分～　時　分				
2　使用目的					
3　飛行経路					
4　使用の内容					
5　搭乗者所属	職	氏　名	男・女	年　齢	備　考

（注）　使用に係る事業計画等を添付すること。

様式第８号（第２０条関係）

消防防災ヘリコプター使用承認書

第　　号
年　　月　　日

（申請者）
様

北海道総務部危機管理監

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のありました消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

記

１　使用条件
（１）　目　　的

（２）　飛行経路

（３）　搭乗者

２　出発日時

３　出発場所

４　飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

２　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

（１）災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

（２）災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

（３）その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

（１）災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

（２）救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ)　現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合はのほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(ｲ)　転院搬送

a　「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①　一旦近郊の医療機関に搬送し、所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②　医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b　次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c　転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ｳ)　事後検証

上記(ｱ)及び(ｲ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させるもこととする。

イ　医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

（３）救助活動

ア　中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ　山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

（４）火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

（５）広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第４条　緊急運航の要請(前条第５号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第５条　運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

２　運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第６条　運航管理責任者は、直ちに前条第１項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第７条　緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合及び広域連合の長の管理者を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第２号)により、総括管理者に報告するものとする。

附　　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成１９年６月１日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）　　（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連　絡　先	TEL　　FAX

災害の状況・派遣理由	覚　　知	年　月　日　時　分		
	災害発生日時	年　月　日　時　分		
	災害発生場所			
	災　害　名			
	災害発生状況・措置状況			
派遣を必要とする区域			希望する活動内容	
気象の状況				
離着陸場の状況	離着陸場名			
	特記事項	（照明、Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか）		
必要とする資機材			現地での資機材確保状況	
			特記事項	
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況	
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名			
	現場付近で活動中の航空機の状況			
現地最高指揮者	（機関名）	（職・氏名）		
無線連絡方法	（周波数　　Ｈｚ）			
その他参考となる事項				

搭乗者	所　属	職	氏　名	年齢	所　属	職	氏　名	年齢	備考

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総　括　管　理　者
北海道総務部危機管理監　様

要　請　機　関　の　長　　印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【 地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】
	【 消防防災ヘリコプターによる活動内容 】
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所　属	職	氏　名	年齢	所　属	職	氏　名	年齢	備考
搭乗者									

３　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）
第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）
第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。
（１）依頼病院等
ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。
（２）市町村等
ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係（総合）振興局に その旨を連絡するものとする。
　　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。
イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。
エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。
（３）航空室
ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。
イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係（総合）振興局にその旨を連絡するものとする。
ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）
第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。
２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）
第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として 1 名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第 2 号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）
第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　　則
この要領は、平成８年７月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年６月１日から施行する。
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

様式第１号　　（第　　報）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分				
1　要請市町村名		電話		ＦＡＸ	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2　依頼病院名				電話	）
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	担当課 氏名		
3　受入病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承：☐ 有 ☐ 無					

4　患者氏名（ふりがな）	生年月日	年　　月　　日				歳
	体　重	kg	☐ 男	☐ 女	職業	
住　所				感染症：☐ 無 ☐ 有		
病　名		☐ 入院中 ☐ 外来：　　月　　日				
経　過		血圧：　mmHg	脈拍：　回/分			
		呼吸：　回/分	体温：　℃			
		意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性　☐ 搬送時間短縮　☐ 搬送安定性　☐ その他 （　主な理由：　）					
気圧変化	☐ 影響無し　☐ 影響有り　（　）					

5　受入病院選定理由（①、②のいずれか記載）

☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため　（治療内容：　）

☐ ②その他（具体的な理由：　）

6　付添搭乗者	氏　名	性別	年　齢	体　重	そ の 他
医　師			歳	kg	☐ 研修医（理由：　）
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：

医師・看護師の所属病院：☐ 依頼病院　☐ 受入病院　☐ その他病院名

7　運航上の必要事項　　機内に積載する医療資機材等

資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特　記　事　項
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり 8&以上サイズ　×　(cm)
②シリンジポンプ	☐		kg	☐	
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図　☐ その他
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ　W　×　L　×　H　(cm)
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ　W　×　L　×　H　(cm)
⑦救急バック	☐		kg	☐	
⑧その他	☐		kg	☐	

引継場所（現地離着陸場）	依頼病院：	メモ
	受入病院：	

※市町村は№１～№７の項目を記載の上、要請すること。（☐欄はレ点又は■で該当項目をチェック）

※№4「経過」№5 について欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意）により送付すること。

救急患者の緊急搬送処理票

（北海道防災航空室）

※　確認事項
気象・丘珠空港・着陸地（管制・ＣＡＢ・空港施設）・救急車（現地・到着地）・給油

7　フライト決定	年　月　日　時　分			
	運航機関名		機種	

8　ヘリコプター等のフライト決定通知
防災航空室から市町村　　年　月　日　時　分
【伝達方法：電話（伝達先氏名　　）・FAX　】

9　ヘリコプター等のフライト情報の伝達

◎	総括管理者（防災消防課）	（電話伝達先氏名）	《TEL　231-4111　EX 22-561》 《FAX　231-4314　》
◎	（総合）振興局	（電話伝達先氏名）	《TEL　》 《FAX　》
◎	道　警　察　航　空　隊	（電話伝達先氏名）	《TEL　787-0110　》 《FAX　787-0121　》
◎	札幌消防航空隊	（電話伝達先氏名）	《TEL　784-0119　》 《FAX　784-0290　》
◎	陸上自衛隊総監部 運用室　運用班	（電話伝達先氏名）	《TEL　511-7116　EX 2613》 《FAX　511-7116　EX 2803》
◎	航空自衛隊第２航空団 防衛班	（電話伝達先氏名）	《TEL　0123-23-3101　EX 2231》 《FAX　0123-23-3101　EX 2769》
◎	第一管区海上保安本部 救援課	（電話伝達先氏名）	《TEL　0134-27-6172　》 《FAX　0134-21-2835　》

１０　ヘリコプター等のフライト情報の伝達

	救急車		ヘリコプター	
	場所	時刻	場所	時刻
			（丘珠）	（発）　：
現地	（病院）	（発）　： ：　：	給油	（着）　： （発）　：
	（ヘリポート）	（着）　： ：　：	（現地）	（着）　： ：　：
目的地	（ヘリポート）	（発）　： ：　：	（現地）	（発）　： ：　：
	（病院）	（着）　： ：　：	（目的地）	（着）　： ：　：

時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻

メモ

注２）防災航空室及び市町村は、フライト決定後、№７以降の欄に処理内容を記載する。

様式第２号

年　　月　　日

北海道総務部危機管理監　様

住　所
氏　名　　印

誓　　約　　書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす２号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

１　使用目的以外の要求はいたしません。

２　搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。

３　その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

第４　災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と、各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、第６７条第１項及び第６８条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第８６条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）が適用される事態に準ずる。

（応援等の種類）

第２条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害応急対策に従事する職員の派遣

（２）　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需品）等の提供及びあっせん

（３）　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所のあっせん

（４）　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

（５）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

（１）　第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局及び振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

（２）　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局及び振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

（３）　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

（１）　被害の種類及び状況

（２）　職員の職種別人員

（３）　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

（４）　資機材及び物資等の品名、数量等

（５）　受入れを求める被災住民の人数等

（６）　応援等に関する区域又は場所又は場所及びそれに至る経路

（７）　応援等の機関
（８）　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
２　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
３　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。
（応援等の経費の負担）
第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
２　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。
（自主応援）
第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。
　ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。
（他の協定との関係）
第 10 条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。
（その他）
第 11 条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第４２条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３５条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
２　この協定の施工に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
３　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。
附　則
この協定は、平成２７年３月３１日から施行する。
平成２０年６月１０日に締結された協定は、これを廃止する。
この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。
平成２７年３月３１日

北　海　道
北海道知事　　高　橋　はるみ
北海道市長会
北海道市長会長　　田　岡　亮　介
北海道町村会
北海道町村会長　　寺　島　光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
ｵﾎｰﾂｸ総合振興局	ｵﾎｰﾂｸ総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第１１条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第２を基本とする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）職員の災害応急対策への従事　応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

（２）備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費

（３）調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費

（４）車両、艦艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５）施設の提供　借上料

（６）その他協定に基づき実施した応援等に係る経費　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

５　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成２７年３月３１日から施行する。

平成２０年６月１０日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付する　ものとする。

平成２７年３月３１日

北　海　道
北海道知事　　高　橋　はるみ
北海道市長会
北海道市長会長　　田　岡　亮　介
北海道町村会
北海道町村会長　　寺　島　光一郎

別表第２　　**連　絡　系　統　図**

第１要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

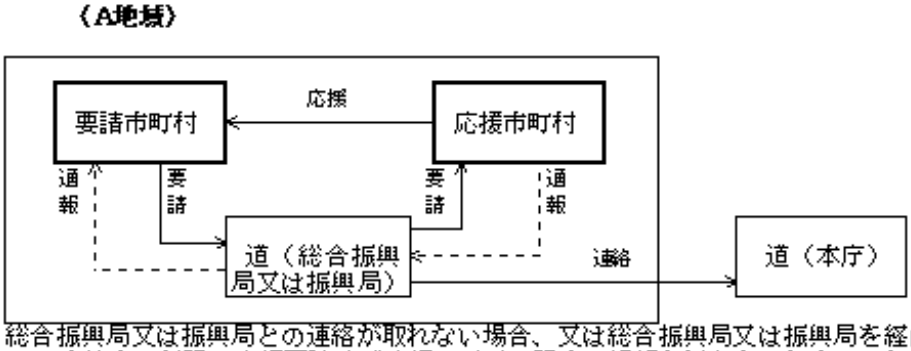

（注）　総合振興局又は振興局との連絡が取れない場合、又は総合振興局又は振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第２要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

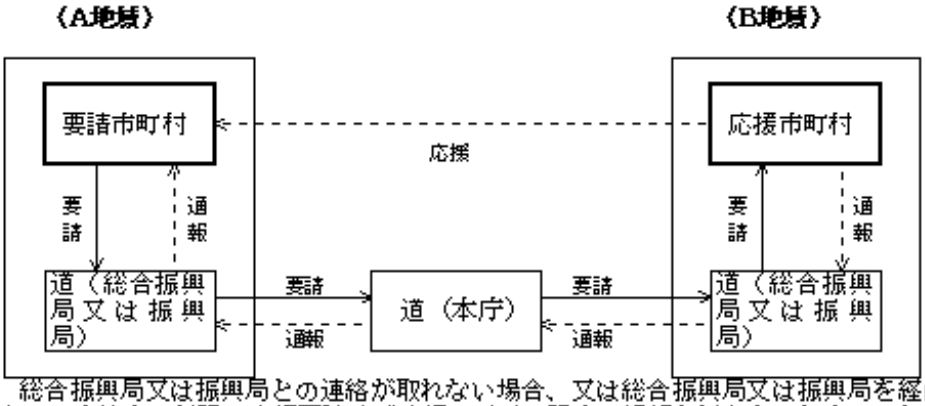

（注）　総合振興局又は振興局との連絡が取れない場合、又は総合振興局又は振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第３要請（道への要請）

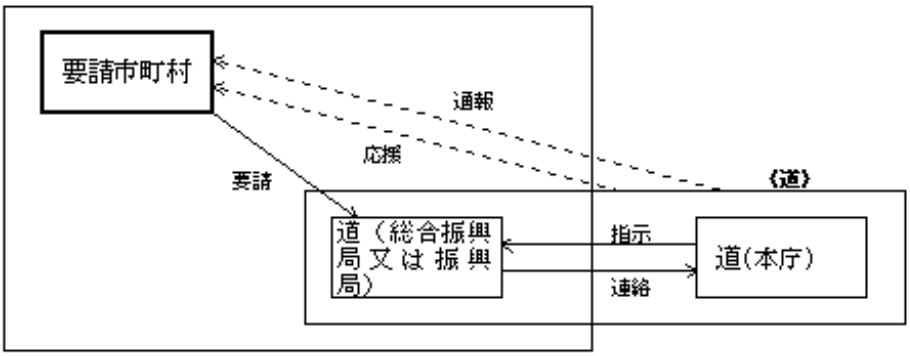

第５　防災施設
１　気象警報及び注意報の発表基準

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報名の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】
(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
(3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
(4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
(5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
(6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
(7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
(8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
(9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
(10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

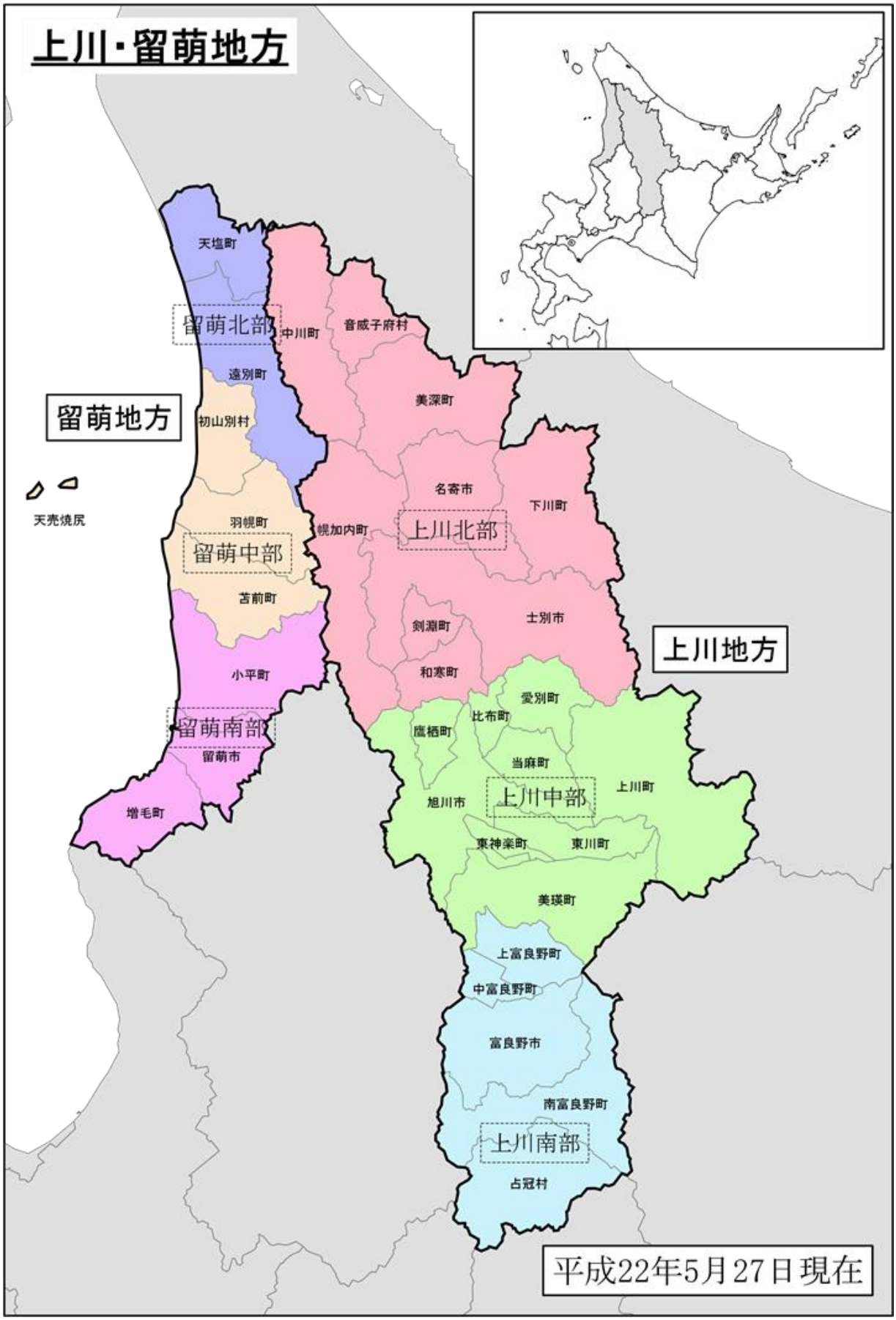
上川・留萌地方
留萌地方
上川地方
留萌北部
留萌中部
留萌南部
上川北部
上川中部
上川南部
天塩町
中川町
音威子府村
遠別町
美深町
初山別村
名寄市
下川町
天売焼尻
羽幌町
幌加内町
苫前町
剣淵町
士別市
和寒町
小平町
愛別町
比布町
鷹栖町
留萌市
当麻町
上川町
旭川市
増毛町
東神楽町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
富良野市
南富良野町
占冠村
平成22年5月27日現在

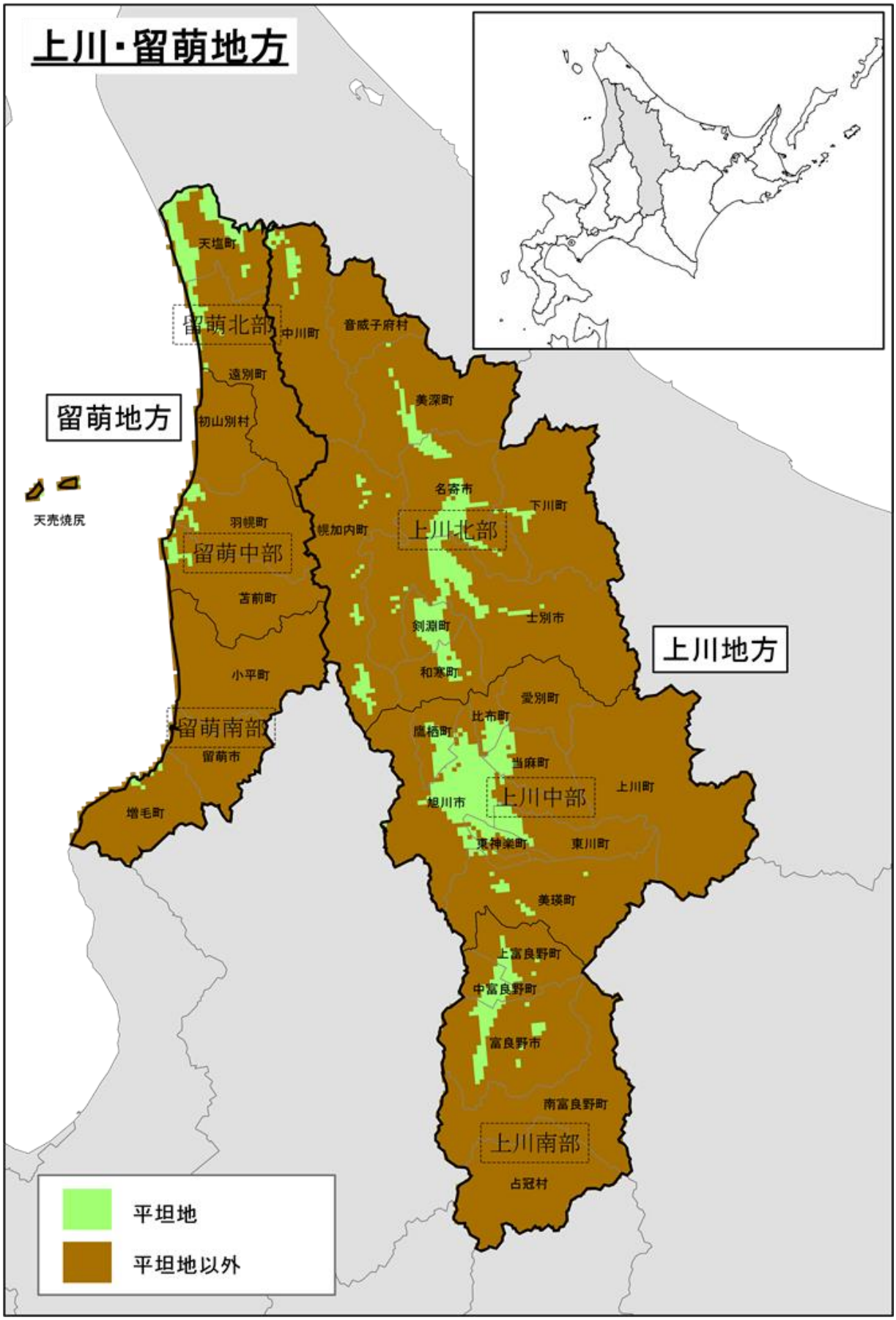
上川・留萌地方
留萌地方
上川地方
留萌北部
留萌中部
留萌南部
上川北部
上川中部
上川南部
天塩町
中川町
音威子府村
遠別町
初山別村
美深町
名寄市
下川町
羽幌町
幌加内町
苫前町
士別市
剣淵町
小平町
和寒町
愛別町
比布町
鷹栖町
留萌市
当麻町
上川町
旭川市
増毛町
東神楽町
東川町
美瑛町
上富良野町
中富良野町
富良野市
南富良野町
占冠村
天売焼尻
平坦地
平坦地以外

警報・注意報発表基準一覧

令和３年６月８日現在

発表官署		旭川地方気象台		
府県予報区		上川・留萌地方		
一時細分区域		上川地方		
市町村等をまとめた地域		上川北部	上川中部	上川南部
警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合		
	暴風（平均風速）	16m/s＊1		
	暴風雪（平均風速）	16m/s＊2 雪による視程障害を伴う		
	大雪	12 時間降雪の深さ 50cm	12 時間降雪の深さ 40cm	
	波浪（有義波高）			
	高潮			
注意報	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合		
	強風（平均風速）	12m/s＊3		
	風雪（平均風速）	10m/s＊4 雪による視程障害を伴う		
	大雪	12 時間降雪の深さ 30cm	12 時間降雪の深さ 25cm	
	波浪（有義波高）			
	高潮			
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧（視程）	200m		
	乾燥	最小湿度 30％　実効湿度 60％		
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 12℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）		90mm		

＊ 1 旭川地方気象台の観測値は 22m/s を目安とする。
＊ 2 旭川地方気象台の観測値は 20m/s を目安とする。
＊ 3 旭川地方気象台の観測値は 16m/s を目安とする。
＊ 4 旭川地方気象台の観測値は 14m/s を目安とする。

（別表１）大雨警報基準　　令和４年８月１１日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川北部	士別市	14	145
	名寄市	14	142
	和寒町	11	148
	剣淵町	11	146
	下川町	11	142
	美深町	11	140
	音威子府村	11	128
	中川町	14	144(115※)
	幌加内町	14	146
上川中部	旭川市	14	145
	鷹栖町	11	146
	東神楽町	11	153
	当麻町	11	158
	比布町	11	－
	愛別町	11	147
	上川町	14	131
	東川町	11	155
	美瑛町	13	153
上川南部	富良野市	15	150
	上富良野町	14	153
	中富良野町	15	153
	南富良野町	14	130
	占冠村	14	169

※「令和４年８月 11 日 00 時 53 分頃の宗谷地方北部の地震」に伴い、暫定基準を適用

（別表２）洪水警報基準　　令和４年５月２６日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川北部	士別市	タヨロマ川流域=5.9, 剣淵川流域=41.5, 朝日六線川流域=7, 犬牛別川流域=32.5, 温根別川流域=11.6	タヨロマ川流域=（6，5.3）， 剣淵川流域=（8，22.4）， 犬牛別川流域=（6，25.9）， 温根別川流域=（6，11,5）	天塩川［名寄大橋・九十九橋］
	名寄市	ペンケニウプ川流域=25,6, 有利里川流域=7.5, 風連別川流域=11.3, タヨロマ川流域=9, 豊栄川流域=3.4	風蓮川流域=（6，7.2）， タヨロマ川流域=（8，8）， 豊栄川流域=（6，3）	天塩川［美深橋（上流）・名寄大橋］，名寄川［真勲別（下川町ほか）真勲別（名寄市街）］
	和寒町	剣淵川流域=11.8, 辺乙部川流域=15.4, ワッカウエンナイ川流域=5.2	－	－
	剣淵町	剣淵川流域=26.4, 犬牛別川流域=32.1, パンケペオッペ川流域=13.3	剣淵川流域=（7，16）， パンケペオッペ川流域=（5，13.2）	－
	下川町	下川パンケ川流域=15.6, サンル川流域=27.8, 桑の沢川流域=6.4, シカリベツ川流域=12.6	－	名寄川［真勲別（下川町ほか）］
	美深町	美深パンケ川流域=16.3, ウルベシ川流域=16.1, 美深川流域=4.2	－	天塩川［美深橋（下流）・美深橋（上流）］
	音威子府村	音威子府川流域=12.8, パンケサックル川流域=8.9, ペンケサックル川流域=7.5	－	天塩川［美深橋（下流）］
	中川町	トヨマナイ川流域=6.5, 安平志内川流域=28.6	－	天塩川［天塩大橋・誉平］
	幌加内町	雨竜川流域=22.6, 雨煙内川流域=7.7, 五線川流域=7.9, 朱鞠内川流域=16.3	雨竜川流域=（5，17）	雨竜川［幌加内］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川中部	旭川市	内大部川流域=15.1, 伊野川流域=11.1, 江丹別川流域=19.1, ウッペツ川流域=9.1, 西八号川流域=4.1, 辺別川流域=24.7, 基北川流域=6.3, ペーパン川流域=20.2, 倉沼川流域=15.1, 牛朱別川流域=20.9, ポン川流域=11.2, 永山新川=19.8	石狩川流域=（8，48.6） 牛朱別川流域=（10，16.8） ペーパン川流域＝（6，17.6）	石狩川上流［伊納・旭橋（永山橋下流）・旭橋（永山橋上流）］， 忠別川［暁橋］， 美瑛川［西神楽・西一区］， 牛朱別川［中央橋］， 石狩川下流［納内］
	鷹栖町	オサラッペ川流域=18.4, ヨンカシュッペ川流域=8.8 七号川流域=4.1	オサラッペ川流域=（5，15.6）	－
	東神楽町	ポン川流域=11.2, 八千代川流域=9.6, 稲荷川流域=5.8, 志比内川流域=6.7	－	忠別川［暁橋］
	当麻町	牛朱別川流域=17.2, 当麻川流域=10.1	－	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）］
	比布町	比布川流域=10.2, 比布ウッペツ川流域=5.6	－	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）・中愛別］
	愛別町	愛別川流域=21.3, エチラスケップ川流域=4.1, ペンケメムナイ川流域=6.7	エチラスケップ川流域=（5，3.6）， ペンケメムナイ川流域=（5，6）	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）・中愛別］
	上川町	安足間川流域=16.7, 留辺志部川流域=25.5	－	石狩川上流［中愛別］
	東川町	倉沼川流域=13.4	倉沼川流域=（7，11.4）	忠別川［暁橋］
	美瑛町	宇莫別川流域=15.9, 美瑛美馬牛川流域=6.7, 置杵牛川流域=14, 辺別川流域=18.6, 忠別川流域=28.7	美瑛川流域=（6，15.1）， 置杵牛川流域=（6，12.6）	美瑛川［西神楽・西一区］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=30.8, ベベルイ川流域=18.6, ヌッカクシ富良野川流域=16, 西達布川流域=18.5, 川松沢川流域=5.6, 布礼別川流域=9.8	－	空知川上流［布部］
	上富良野町	富良野川流域=18.4, ベベルイ川流域=12.2, ヌッカクシ富良野川流域=12.7, ピリカ富良野川流域=6.4, ホロベツナイ川流域=4.7	ピリカ富良野川流域=（5，4.7）	－
	中富良野町	富良野川流域=18, ベベルイ川流域=13.7, ヌッカクシ富良野川流域=12.6, デボツナイ川流域=6.4	富良野川流域=（7，16.2）， ベベルイ川流域=（7，12.3）， ヌッカクシ富良野川流域=（7，11.3）	－
	南富良野町	空知川流域=29.4, トナシベツ川流域=22.6, ユクトラシュベツ川流域=8	空知川流域=（5，26.4）， ユクトラシュベツ川流域=（5，7.2）	空知川上流［布部］
	占冠村	鵡川流域=31.2, 双珠別川流域=25.9	－	－

＊1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表３）大雨注意報基準　　令和 2 年 8 月 6 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川北部	士別市	8	91
	名寄市	8	89
	和寒町	6	93
	剣淵町	7	91
	下川町	6	89
	美深町	6	88
	音威子府村	6	80
	中川町	8	90(72※)
	幌加内町	7	91
上川中部	旭川市	8	91
	鷹栖町	6	91
	東神楽町	6	96
	当麻町	7	99
	比布町	6	110
	愛別町	6	92
	上川町	8	82
	東川町	6	97
	美瑛町	8	96
上川南部	富良野市	7	94
	上富良野町	6	96
	中富良野町	9	96
	南富良野町	6	81
	占冠村	6	106

※「令和４年８月 11 日 00 時 53 分頃の宗谷地方北部の地震」に伴い、暫定基準を適用

（別表４）洪水注意報基準　　令和４年５月２６日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川北部	士別市	タヨロマ川流域=4.7, 剣淵川流域=33.2, 朝日六線川流域=5.6, 犬牛別川流域=26, 温根別川流域=9.2	天塩川流域=（5，16.9）， タヨロマ川流域=（5，4.7）， 剣淵川流域=（5，20.2）， 犬牛別川流域=（5，23.3）， 温根別川流域=（5，9.2）	天塩川［名寄大橋・九十九橋］
	名寄市	ペンケニウプ川流域=20.4, 有利里川流域=6, 風連別川流域=8.5, タヨロマ川流域=7.2, 豊栄川流域=2.7	風連別川流域=（6，6.5）， タヨロマ川流域=（7，7.2）， 豊栄川流域=（6，2.7）， 天塩川流域=（7，41.3）， 名寄川流域=（5，37.7）	天塩川［美深橋（上流）・名寄大橋］，名寄川［真勲別（下川町ほか）・真勲別（名寄市街）］
	和寒町	剣淵川流域=9.4, 辺乙部川流域=12.3, ワッカウエンナイ川流域=4.1	剣淵川流域=（5，9.4）， 辺乙部川流域＝（5，　12.3）	－
	剣淵町	剣淵川流域=21.1, 犬牛別川流域=25.6, パンケペオッペ川流域=10.6	剣淵川流域=（5，14.4）， 犬牛別川流域=（5，20.5）， パンケペオッペ川流域 =（5，10.6）	－
	下川町	下川パンケ川流域=12.4, サンル川流域=22.2, 桑の沢川流域=5.1, シカリベツ川流域=10	サンル川流域＝(5，　12.6） 名寄川流域=（5，19.1）	名寄川［真勲別（下川町ほか）］
	美深町	美深パンケ川流域=13, ウルベシ川流域=12.8, 美深川流域=3.3	天塩川流域=（5，29.4）	天塩川［美深橋（下流）・美深橋（上流）］
	音威子府村	音威子府川流域=9.4, パンケサックル川流域=7.1 ペンケサックル川流域=6	音威子府川流域＝(5，7.5) パンケサックル川流域 =（5，7.1） ペンケサックル川流域 =（5，4.8）， 天塩川流域=（5，26.9）	天塩川［美深橋（下流）］
	中川町	トヨマナイ川流域=5.2, 安平志内川流域=22.8	天塩川流域=（5，62.9）	天塩川［誉平］
	幌加内町	雨竜川流域=15.1, 雨煙内川流域=6.1, 五線川流域=6.3, 朱鞠内川流域=13	雨竜川流域=（5，15.1）	雨竜川［幌加内］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川中部	旭川市	内大部川流域=12, 伊野川流域=8.8, 江丹別川流域=15.2, ウッペツ川流域=7.2, 西八号川流域=3.2, 辺別川流域=19.7, 基北川流域=5, ペーパン川流域=16.1, 倉沼川流域=12, 牛朱別川流域=16.7, ポン川流域=8.9 永山新川流域=15.8	石狩川流域=（5，32.5）， 江丹別川流域=（5，15.2）， ウッペツ川流域=（5，7.2）， 西八号川流域=（5，3.2）， 辺別川流域=（7，10.9）， 基北川流域=（5，5）， ペーパン川流域=（5，15.6）， 倉沼川流域=（5，6.2）， 牛朱別川流域=（5，14.9）， 忠別川流域=（5，26.6）， 美瑛川流域=（7，17.5）	石狩川上流［伊納・旭橋（永山橋下流）・旭橋（永山橋上流）］， 忠別川［暁橋］， 美瑛川［西神楽・西一区］， 牛朱別川［中央橋］， 石狩川下流［納内］
	鷹栖町	オサラッペ川流域=14.2, ヨンカシュッペ川流域=7 七号川流域=3.2	オサラッペ川流域=（5，13.8）	－
	東神楽町	ポン川流域=8.9, 八千代川流域=6.7, 稲荷川流域=3.7, 志比内川流域=5.3	ポン川流域=（5，8.9）， 八千代川流域=（5，6.7）， 稲荷川流域=（5，3.7） 忠別川流域=（5，25.4）	忠別川［暁橋］
	当麻町	牛朱別川流域=13.7, 当麻川流域=8	牛朱別川流域=（5，13.7） 当麻川流域=（6，6.4）	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）］
	比布町	比布川流域=8.1, 比布ウッペツ川流域=4.4	石狩川流域=（5，28.6）， 比布川流域=（5，6.5）， 比布ウッペツ川流域=（5，3.5）	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）］
	愛別町	愛別川流域=15.9, エチラスケップ川流域=3.2, ペンケメムナイ川流域=5.3	愛別川流域=（5，15.9） エチラスケップ川流域=（5，2.6）， ペンケメムナイ川流域=（5，4.2）， 石狩川流域=（5，32.9）	石狩川上流［旭橋（永山橋上流）・中愛別］
	上川町	安足間川流域=13.3, 留辺志部川流域=20.1	安足間川流域=（5，11.7）， 留辺志部川流域=（5，15） 石狩川流域=（7，18.9）	石狩川上流［中愛別］
	東川町	倉沼川流域=10.7	忠別川流域=（5，20.4）， 倉沼川流域=（5，8.6）	忠別川［暁橋］
	美瑛町	宇莫別川流域=12.7, 美瑛美馬牛川流域=5.3, 置杵牛川流域=11.2, 辺別川流域=14.8, 忠別川流域=22.9	美瑛川流域=（6，10.7）， 置杵牛川流域=（6，9）， 辺別川流域=（5，14.8）， 忠別川流域=（5，22.9）	美瑛川［西神楽・西一区］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=24.6, ベベルイ川流域=13.5, ヌッカクシ富良野川流域=12.8, 西達布川流域=14.8, 川松沢川流域=4.4, 布礼別川流域=7.8	空知川流域=（5，26）， ベベルイ川流域=（5，13.5）， 西達布川流域=（5，14.8） 布礼別川流域=（5，7.8）	空知川上流［布部］
	上富良野町	富良野川流域=14.7, ベベルイ川流域=9.7, ヌッカクシ富良野川流域=10.1, ピリカ富良野川流域=4.2, ホロベツナイ川流域=3.7	富良野川流域=（5，14.7）， ピリカ富良野川流域 =（5，4.2）	－
	中富良野町	富良野川流域=14.4, ベベルイ川流域=10.9, ヌッカクシ富良野川流域=10 デボツナイ川流域=5.1	富良野川流域=（5，14.4）， ベベルイ川流域=（5，10.9） ヌッカクシ富良野川流域 =（7，8.4）	－
	南富良野町	空知川流域=23.5, トナシベツ川流域=18, ユクトラシュベツ川流域=6.4	空知川流域=（5，14.3） ユクトラシュベツ川流域 =（5，5.1）	空知川上流［布部］
	占冠村	鵡川流域=24.9, 双珠別川流域=20.7	双珠別川流域=（5，20.7）	－

＊１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（参考）大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値　　令和４年５月２６日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数		
		基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）	基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）基準）	基準Ⅰ（大雨注意報基準）
上川北部	士別市	20	14	8
	名寄市	19	14	8
	和寒町	14	11	6
	剣淵町	14	11	7
	下川町	14	11	6
	美深町	14	11	6
	音威子府村	14	11	6
	中川町	19	14	8
	幌加内町	19	14	7
上川中部	旭川市	17	14	8
	鷹栖町	14	11	6
	東神楽町	14	11	6
	当麻町	14	11	7
	比布町	14	11	6
	愛別町	14	11	6
	上川町	19	14	8
	東川町	14	11	6
	美瑛町	19	13	8
上川南部	富良野市	24	15	7
	上富良野町	20	14	6
	中富良野町	20	15	9
	南富良野町	20	14	6
	占冠村	20	14	6

（参考）洪水警報の危険度分布の基準値

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準Ⅲ（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）	基準Ⅱ（洪水警報基準）	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準＊1
上川北部	士別市	タヨロマ川流域=10.2, 剣淵川流域=49.8, 朝日六線川流域=8.4, 犬牛別川流域=39, 温根別川流域=17.8	タヨロマ川流域=5.9, 剣淵川流域=41.5, 朝日六線川流域=7, 犬牛別川流域=32.5, 温根別川流域=11.6	タヨロマ川流域 =（6，5.3）， 剣淵川流域=（8，22.4）， 犬牛別川流域=（6, 25.9）， 温根別川流域=（6，11.5）
	名寄市	ペンケニウプ川流域=30.7, 有利里川流域=9, 風連別川流域=13.6, タヨロマ川流域=15, 豊栄川流域=5.6	ペンケニウプ川流域=25.6, 有利里川流域=7.5, 風連別川流域=11.3, タヨロマ川流域=9, 豊栄川流域=3.4	風連別川流域=（6，7.2）， タヨロマ川流域=（8，8）， 豊栄川流域=（6，3）
	和寒町	剣淵川流域=14.2, 辺乙部川流域=18.5, ワッカウエンナイ川流域=6.2	剣淵川流域=11.8, 辺乙部川流域=15.4, ワッカウエンナイ川流域=5.2	－
	剣淵町	剣淵川流域=31.7, 犬牛別川流域=38.5, パンケペオッペ川流域=16	剣淵川流域=26.4, 犬牛別川流域=32.1, パンケペオッペ川流域=13.3	剣淵川流域=（7，16）， パンケペオッペ川流域 =（5，13.2）
	下川町	下川パンケ川流域=18.7, サンル川流域=33.4, 桑の沢川流域=7.7, シカリベツ川流域=15.1	下川パンケ川流域=15.6, サンル川流域=27.8, 桑の沢川流域=6.4, シカリベツ川流域=12.6	－
	美深町	美深パンケ川流域=19.6, ウルベシ川流域=19.3, 美深川流域=5	美深パンケ川流域=16.3, ウルベシ川流域=16.1, 美深川流域=4.2	－
	音威子府村	音威子府川流域=15.4, パンケサックル川流域=10.7, ペンケサックル川流域=9	音威子府川流域=12.8, パンケサックル川流域=8.9, ペンケサックル川流域=7.5	－
	中川町	トヨマナイ川流域=7.8, 安平志内川流域=34.3	トヨマナイ川流域=6.5, 安平志内川流域=28.6	－
	幌加内町	雨竜川流域=45.2, 雨煙内川流域=9.2, 五線川流域=9.5, 朱鞠内川流域=19.6	雨竜川流域=22.6, 雨煙内川流域=7.7, 五線川流域=7.9, 朱鞠内川流域=16.3	雨竜川流域=（5，17）

令和４年５月２６日現在

基準Ｉ（洪水注意報基準）	
流域雨量指数基準	複合基準＊1
タヨロマ川流域=4.7, 剣淵川流域=33.2, 朝日六線川流域=5.6, 犬牛別川流域=26, 温根別川流域=9.2	天塩川流域=（5，16.9）， タヨロマ川流域=（5，4.7）， 剣淵川流域=（5，20.2）， 犬牛別川流域=（5，23.3）， 温根別川流域=（5，9.2）
ペンケニウプ川流域=20.4, 有利里川流域=6, 風連別川流域=8.5, タヨロマ川流域=7.2, 豊栄川流域=2.7	風連別川流域=（6，6.5）， タヨロマ川流域=（7，7.2）， 豊栄川流域=（6，2.7） 天塩川流域=（7，41.3）， 名寄川流域=（5，37.7）
剣淵川流域=9.4, 辺乙部川流域=12.3, ワッカウエンナイ川流域=4.1	剣淵川流域=（5，9.4）， 辺乙部川流域=（5，12.3）
剣淵川流域=21.1, 犬牛別川流域=25.6, パンケペオッペ川流域=10.6	剣淵川流域=（5，14.4）， 犬牛別川流域=（5，20.5） パンケペオッペ川流域=（5，10.6）
下川パンケ川流域=12.4, サンル川流域=22.2, 桑の沢川流域=5.1, シカリベツ川流域=10	サンル川流域=(5，12.6) 名寄川流域=（5，19.1）
美深パンケ川流域=13, ウルベシ川流域=12.8, 美深川流域=3.3	天塩川流域=（5，29.4）
音威子府川流域=9.4, パンケサックル川流域=7.1, ペンケサックル川流域=6	音威子府川流域=(5，7.5) パンケサックル川流域=（5，7.1）， ペンケサックル川流域=（5，4.8）， 天塩川流域=（5，26.9）
トヨマナイ川流域=5.2, 安平志内川流域=22.8	天塩川流域=（5，62.9）
雨竜川流域=15.1, 雨煙内川流域=6.1, 五線川流域=6.3, 朱鞠内川流域=13	雨竜川流域=（5，15.1）

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準Ⅲ（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）	基準Ⅱ（洪水警報基準）	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準＊1
上川中部	旭川市	内大部川流域=18.1, 伊野川流域=13.3, 江丹別川流域=22.9, ウッペツ川流域=10.9, 西八号川流域=4.9, 辺別川流域=29.6, 基北川流域=7.6, ペーパン川流域=24.2, 倉沼川流域=18.1, 牛朱別川流域=25.1, ポン川流域=13.4, 永山新川流域=23.8	内大部川流域=15.1, 伊野川流域=11.1, 江丹別川流域=19.1, ウッペツ川流域=9.1, 西八号川流域=4.1, 辺別川流域=24.7, 基北川流域=6.3, ペーパン川流域=20.2, 倉沼川流域=15.1, 牛朱別川流域=20.9, ポン川流域=11.2, 永山新川流域=19.8	石狩川流域=（8, 48.6）, 牛朱別川流域 =（10，16.8） ペーパン川流域=(6，17.6）
	鷹栖町	オサラッペ川流域=22.1, ヨンカシュッペ川流域=10.6 七号川流域=4.8	オサラッペ川流域=18.4, ヨンカシュッペ川流域=8.8 七号川流域=4.1	オサラッペ川流域 =（5，15.6）
	東神楽町	ポン川流域=13.4, 八千代川流域=11.5, 稲荷川流域=7, 志比内川流域=8	ポン川流域=11.2, 八千代川流域=9.6, 稲荷川流域=5.8, 志比内川流域=6.7	－
	当麻町	牛朱別川流域=20.6, 当麻川流域=12.1	牛朱別川流域=17.2, 当麻川流域=10.1	－
	比布町	比布川流域=12.2, 比布ウッペツ川流域=6.7	比布川流域=10.2, 比布ウッペツ川流域=5.6	－
	愛別町	愛別川流域=25.6, エチラスケップ川流域=6.1, ペンケメムナイ川流域=8.6	愛別川流域=21.3, エチラスケップ川流域=4.1, ペンケメムナイ川流域=6.7	エチラスケップ川流域 =（5，3.6）, ペンケメムナイ川流域 =（5，6）
	上川町	安足間川流域=20, 留辺志部川流域=30.6	安足間川流域=16.7, 留辺志部川流域=25.5	－
	東川町	倉沼川流域=17.9	倉沼川流域=13.4	倉沼川流域=（7，11.4）
	美瑛町	宇莫別川流域=19.1, 美瑛美馬牛川流域=8, 置杵牛川流域=18.5, 辺別川流域=22.3, 忠別川流域=34.4	宇莫別川流域=15.9, 美瑛美馬牛川流域=6.7, 置杵牛川流域=14, 辺別川流域=18.6, 忠別川流域=28.7	美瑛川流域=（6, 15.1）, 置杵牛川流域 =（6，12.6）

基準Ｉ（洪水注意報基準）	
流域雨量指数基準	複合基準＊1
内大部川流域=12, 伊野川流域=8.8, 江丹別川流域=15.2, ウッペツ川流域=7.2, 西八号川流域=3.2, 辺別川流域=19.7, 基北川流域=5, ペーパン川流域=16.1, 倉沼川流域=12, 牛朱別川流域=16.7, ポン川流域=8.9, 永山新川流域=15.8	石狩川流域=（5，32.5）， 江丹別川流域=（5，15.2）， ウッペツ川流域=（5，7.2）， 西八号川流域=（5，3.2）， 辺別川流域=（7，10.9）， 基北川流域=（5，5）， ペーパン川流域=（5，15.6）， 倉沼川流域=（5，6.2）， 牛朱別川流域=（5，14.9）， 忠別川流域=（5，26.6）， 美瑛川流域=（7，17.5）
オサラッペ川流域=14.2, ヨンカシュッペ川流域=7 七号川流域=3.2	オサラッペ川流域=（5，13.8）
ポン川流域=8.9, 八千代川流域=6.7, 稲荷川流域=3.7, 志比内川流域=5.3	ポン川流域=（5，8.9）， 八千代川流域=（5，6.7）， 稲荷川流域=（5，3.7）， 忠別川流域=（5，25.4）
牛朱別川流域=13.7, 当麻川流域=8	牛朱別川流域=（5，13.7）， 当麻川流域=（6，6.4）
比布川流域=8.1, 比布ウッペツ川流域=4.4	石狩川流域=（5，28.6）， 比布川流域=（5，6.5）， 比布ウッペツ川流域=（5，3.5）
愛別川流域=15.9, エチラスケップ川流域=3.2, ペンケメムナイ川流域=5.3	愛別川流域=（5，15.9）， エチラスケップ川流域=（5，2.6）， ペンケメムナイ川流域=（5，4.2）， 石狩川流域=（5，32.9）
安足間川流域=13.3, 留辺志部川流域=20.1	安足間川流域=（5，11.7）， 留辺志部川流域=（5，15）， 石狩川流域=（7，18.9）
倉沼川流域=10.7	忠別川流域=（5，20.4）， 倉沼川流域=（5，8.6）
宇莫別川流域=12.7, 美瑛美馬牛川流域=5.3, 置杵牛川流域=11.2, 辺別川流域=14.8, 忠別川流域=22.9	美瑛川流域=（6，10.7）， 置杵牛川流域=（6，9）， 辺別川流域=（5，14.8）， 忠別川流域=（5，22.9）

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準Ⅲ（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）	基準Ⅱ（洪水警報基準）	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準＊1
上川南部	富良野市	富良野川流域=37, ベベルイ川流域=22.3, ヌッカクシ富良野川流域=19.2, 西達布川流域=22.2, 川松沢川流域=6.7, 布礼別川流域=11.8	富良野川流域=30.8, ベベルイ川流域=18.6, ヌッカクシ富良野川流域=16, 西達布川流域=18.5, 川松沢川流域=5.6, 布礼別川流域=9.8	―
	上富良野町	富良野川流域=22.1, ベベルイ川流域=14.6, ヌッカクシ富良野川流域=15.2, ピリカ富良野川流域=12.8, ホロベツナイ川流域=6.2	富良野川流域=18.4, ベベルイ川流域=12.2, ヌッカクシ富良野川流域=12.7, ピリカ富良野川流域=6.4, ホロベツナイ川流域=4.7	ピリカ富良野川流域=（5，4.7）
	中富良野町	富良野川流域=23, ベベルイ川流域=20.5, ヌッカクシ富良野川流域=17.4, デボツナイ川流域=7.7	富良野川流域=18, ベベルイ川流域=13.7, ヌッカクシ富良野川流域=12.6, デボツナイ川流域=6.4	富良野川流域=（7，16.2）， ベベルイ川流域=（7，12.3）， ヌッカクシ富良野川流域=（7，11.3）
	南富良野町	空知川流域=40.4, トナシベツ川流域=27.1, ユクトラシュベツ川流域=10.7	空知川流域=29.4, トナシベツ川流域=22.6, ユクトラシュベツ川流域=8	空知川流域=（5，26.4）， ユクトラシュベツ川流域=（5，7.2）
	占冠村	鵡川流域=37.4, 双珠別川流域=31.1	鵡川流域=31.2, 双珠別川流域=25.9	―

＊１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

基準Ⅰ（洪水注意報基準）	
流域雨量指数基準	複合基準＊1
富良野川流域=24.6, ベベルイ川流域=13.5, ヌッカクシ富良野川流域=12.8, 西達布川流域=14.8, 川松沢川流域=4.4, 布礼別川流域=7.8	空知川流域=（5，26）， ベベルイ川流域=（5，13.5）， 西達布川流域=（5，14.8） 布礼別川流域=（5，7.8）
富良野川流域=14.7, ベベルイ川流域=9.7, ヌッカクシ富良野川流域=10.1, ピリカ富良野川流域=4.2, ホロベツナイ川流域=3.7	富良野川流域=（5，14.7）， ピリカ富良野川流域=（5，4.2）
富良野川流域=14.4, ベベルイ川流域=10.9, ヌッカクシ富良野川流域=10, デボツナイ川流域=5.1	富良野川流域=（5，14.4）， ベベルイ川流域=（5，10.9）， ヌッカクシ富良野川流域=（7，8.4）
空知川流域=23.5, トナシベツ川流域=18, ユクトラシュベツ川流域=6.4	空知川流域=（5，14.3）， ユクトラシュベツ川流域=(5, 5.1)
鵡川流域=24.9，双珠別川流域=20.7	双珠別川流域=（5，20.7）

２　気象・地象・水象等観測施設

（１）気象等観測施設

観測所名	観測種目					所　在　地	緯度 ° ′	経度 ° ′	標高 m	風速計高さ m	湿度計の高さ m
	降水量	気温	風向・風速	相対湿度	積雪						
中川	○	○	○			中川郡中川町中川	44 49.7	142 04.6	22	10.0	－
音威子府	○	○	○		○	中川郡音威子府村音威子府	44 43.6	142 15.9	40	10.0	－
小車	○					中川郡美深町小車	44 36.5	142 17.7	60	－	－
美深	○	○	○		○	中川郡美深町西町	44 28.8	142 20.5	77	10.0	－
名寄	○	○	○	○	○	名寄市大橋	44 22.2	142 27.4	89	9.9	2.6
西風連	○					名寄市風連町西風連	44 17.7	142 21.5	128	－	－
下川	○	○	○		○	上川郡下川町南町	44 17.7	142 38.2	140	10.0	－
剣淵	○					上川郡剣淵町旭町	44 06.4	142 21.2	138	－	－
士別	○	○	○			士別市武徳町	44 11.2	142 25.0	135	8.0	－
朝日	○	○	○			士別市朝日町中央	44 07.1	142 35.7	225	10.0	－
和寒	○	○	○		○	上川郡和寒町日ノ出	44 01.7	142 24.6	150	10.0	－
江丹別	○	○	○			旭川市江丹別町芳野	43 52.2	142 15.6	140	10.0	－
比布	○	○	○			上川郡比布町北２線	43 52.2	142 28.8	164	10.0	－
上川	○	○	○		○	上川郡上川町栄町	43 50.8	142 45.2	324	10.0	－
旭川	○	○	○	○	○	旭川市宮前１条　旭川地方気象台	43 45.4	142 22.3	120	46.4	－
東川	○	○	○			上川郡東川町北町２丁目	43 42.1	142 30.5	215	10.0	－
瑞穂	○					旭川市東旭川町瑞穂	43 44.2	142 38.3	289	－	－
層雲峡	○				○	上川郡上川町層雲峡高山	43 45.2	142 55.8	540	－	－
東神楽	○	○	○		○	上川郡東神楽町東２線旭川航空気象観測所	43 40.2	142 26.8	211	10.0	－
志比内	○	○	○		○	上川郡東神楽町志比内	43 38.6	142 34.9	310	10.0	－
美瑛	○	○	○			上川郡美瑛町原野５線	43 35.3	142 29.6	250	10.0	－
上富良野	○	○	○			空知郡上富良野町大町	43 27.3	142 27.9	220	10.0	－
白金	○					上川郡美瑛町白金	43 28.5	142 39.0	658	－	－
富良野	○	○	○	○	○	富良野市東町	43 20.0	142 24.0	174	9.9	2.2
麓郷	○	○	○			富良野市麓郷市街地	43 18.1	142 31.3	315	10.0	－
金山	○					空知郡南富良野町金山地先	43 08.3	142 25.0	284	－	－
幾寅	○	○	○	○	○	空知郡南富良野町幾寅	43 10.1	142 34.1	350	9.9	1.5
占冠	○	○	○		○	勇払郡占冠村中央	42 58.7	142 23.7	332	10.0	－
朱鞠内	○	○	○		○	雨竜郡幌加内町朱鞠内	44 16.9	142 09.7	255	10.0	－
幌加内	○	○	○		○	雨竜郡幌加内町幌加内	44 00.6	142 09.6	159	9.4	－

気象観測施設説明

ア　【所在地】欄
　大字・字及び丁目番地は省略して記載。

イ　【標高】欄
　観測所の海面上からの高さ（単位　m）。

ウ　【風速計】欄
　風車型風向風速計の地上からの高さ（単位　m）。

気象観測施設一覧

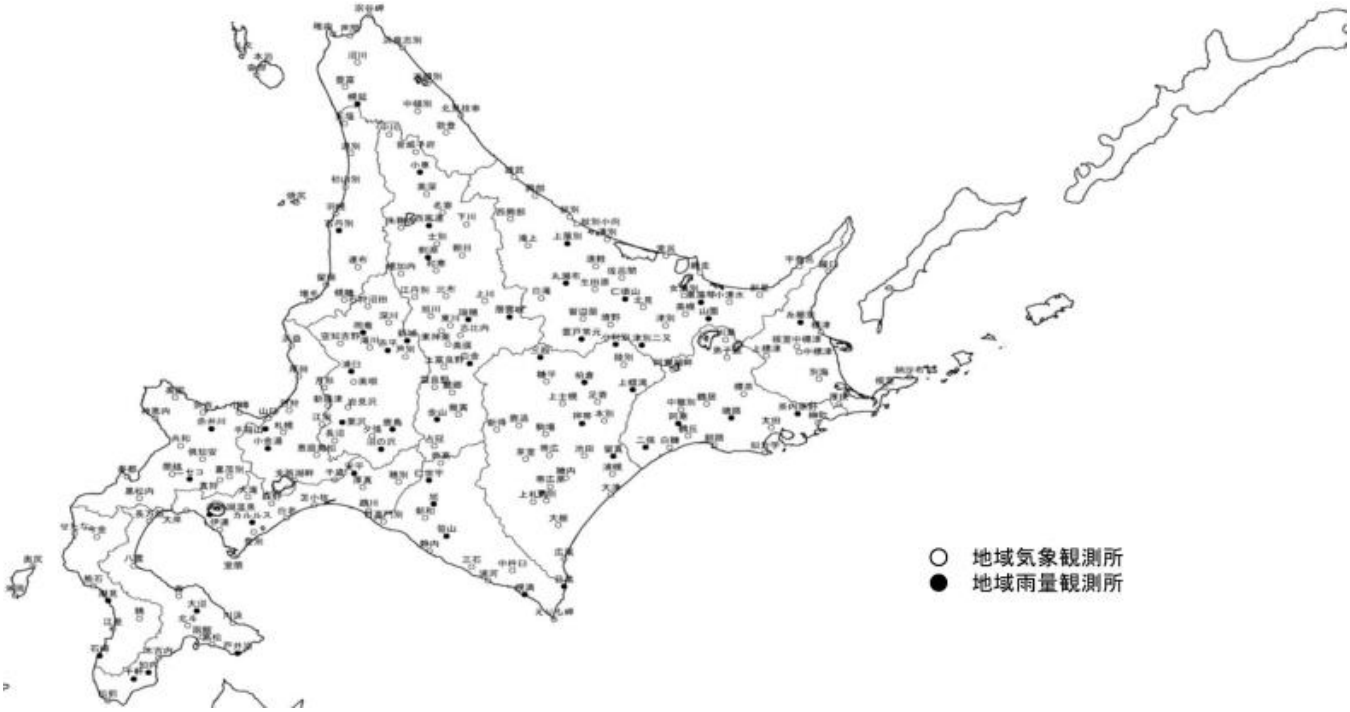

（２）地象等観測施設

ア　地震観測施設

（ア）札幌管区気象台設置施設（震度・地震観測施設）

市町村名	観測地点名	観測点所在地	観測項目	
			震度	地震
士別市	士別市東６条	士別市東６条６丁目 60 番１	○	
	士別市朝日町	士別市朝日町中央 4034-36	○	○
名寄市	名寄市大通	名寄市大通り南 1-1（名寄市役所）	○	
旭川市	旭川市宮前１条	旭川市宮前１条 3-3-15（旭川地方気象台）	○	
上川町	上川地方上川町越路	上川郡上川町字越路 688-1	○	○
東川町	大雪山旭岳姿見東	上川郡東川町 1418（上川南部管理区 130、131 林班）		○
美瑛町	十勝岳望岳台	上川郡美瑛町字白金（上川中部森林管理署 1075 林班ソ小班）		○
富良野市	富良野市若松町	富良野市若松町 5-10（市立富良野図書館）	○	
上富良野町	上富良野町大町	空知郡上富良野町大町 2-2-11（上富良野町役場）	○	
上富良野町	十勝岳翁温泉	空知郡上富良野町国有無番地（上川南部森林管理署 421 林班や小班）		○
南富良野町	南富良野町幾寅	空知郡南富良野町幾寅 2209	○	○

（イ）北海道大学（微小地震観測点）

観測点名	所在地	北緯	東経	備考
愛別	上川郡愛別町	43°　54′　55”	142°　38′　54”	
天塩中川	中川郡中川町	44°　46′　68”	142°　04′　76”	
母子里	雨竜郡幌加内町	44°　22′　01”	142°　16′　12”	

イ　震度情報ネットワーク計測地震計　設置一覧

市町村名	観測点所在地	北緯			東経			区分（所轄）
旭川市	宮前１条 3-3-15（旭川地方気象台）	43°	45′	27 ″	142°	22′	22″	気象庁
	7 条通り 9 丁目（文化会館）	43	46	21	142	21	53	防災科研
士別市	東 6 条 6 丁目 60-1	44	10	37	142	24	4	気象庁
	朝日町中央 4034-36	44	7	7	142	35	35	気象庁
	東 3 条北 1-1	44	10	55	142	23	39	防災科研
名寄市	大通り南 1-1（市役所）	44	21	20	142	27	47	気象庁
	風連町西町 196-1（風連庁舎）	44	17	31	142	24	51	北海道
	西 5 条北 3-8-2	44	21	35	142	27	16	防災科研
富良野市	若松町 5-10（図書館）	43	20	44	142	23	3	気象庁
	末広町 4525-10(平和公園)	43	20	31	142	23	4	防災科研
鷹栖町	南１条３丁目 5-1（役場）	43	50	35	142	21	16	北海道
東神楽町	南１条西１丁目 3-2（役場）	43	41	46	142	27	5	北海道
当麻町	３条東２丁目 11-1（役場）	43	49	40	142	30	27	北海道
比布町	北町 1-2-1（役場）	43	52	31	142	28	40	北海道
愛別町	字南町 444-１（下水道終末処理場）	43	54	32	142	34	10	防災科研
上川町	花園町 4-1（花園町駐車場）	43	51	15	142	46	6	防災科研
	字越路 688-1	43	52	34	142	44	37	気象庁
	字清川 254-3	43	46	13	142	54	11	防災科研
東川町	東町１丁目 16-1（役場）	43	41	56	142	30	36	北海道
美瑛町	字本町 4-100-60	43	35	18	142	28	3	防災科研
	忠別 8145	43	37	29	142	41	1	防災科研
上富良野町	大町 2-2-11（役場）	43	27	20	142	28	1	気象庁
中富良野町	本町 9-1（役場）	43	24	19	142	25	31	北海道
南富良野町	字幾寅 599-9（グリーン団地）	43	9	59	142	33	58	防災科研
	幾寅 2209	43	9	59	142	35	25	気象庁
占冠村	字中央（倉庫敷地）	42	58	49	142	23	58	防災科研
和寒町	西町 145-1（町立図書館）	44	1	24	142	24	44	防災科研
剣淵町	仲町 37-1（役場）	44	05	45	142	21	42	北海道
下川町	北町 653-1（浄水場近傍）	44	18	39	142	38	30	防災科研
美深町	字西町 7-1（気象観測所）	44	28	50	142	20	33	防災科研
	字仁宇布 205-8	44	32	42	142	34	8	防災科研
音威子府村	字音威子府 179-1 （山村都市交流センター）	44	43	42	142	15	48	防災科研
中川町	字中川 337-1（役場）	44	48	41	142	4	18	防災科研
幌加内町	字平和 4608-74(士別地方消防事務組合幌加内支署)	44	0	25	142	8	54	防災科研
	朱鞠内 6410-2	44	16	50	142	9	40	防災科研

ウ　火山観測施設

火山名	観測点名称	所　　在　　地	観測機器
十勝岳	望岳台	上川郡美瑛町字白金	地震計、空振計、傾斜計、GNSS
	翁温泉	空知郡上富良野町	地震計、空振計、傾斜計、GNSS
	上ホロ避難小屋		地震計、GNSS
	硫黄沢		地震計
	摺鉢火口		地震計
	摺鉢火口２		GNSS
	グラウンド火口東		地震計
	グラウンド火口西		地震計
	避難小屋東		地震計
	湯の滝		GNSS
	白金温泉	上川郡美瑛町字白金	空振計
	避難小屋		空振計、GNSS
	避難小屋南東		監視カメラ
	白金模範牧場	上川郡美瑛町字白金	監視カメラ
	摺鉢火口３		傾斜計
	前十勝		GNSS
大雪山	旭岳姿見東		地震計
	旭岳裾合平南西		地震計
	旭岳姿見		空振計
	忠別湖東		監視カメラ
	旭岳姿見 2		監視カメラ
	旭岳石室		傾斜計

エ　強震計設置状況

市町村名	設　置　対　象	設置個所及び形式	台数	記録収集保管	備　　考 (登録番号)
旭 川 市	ＮＴＴネットワーク センタ 10 条ビル （ＮＴＴ）	１Ｆ、５Ｆ　　Ｂ型	２	東日本電信電 話株式会社	ＨＫ　007
〃	旭　川　大　橋	ＧＬ、橋脚 ＳＭＡＣ-Ｂ２型	２	北海道開発局	7

（３）　主要水位雨量観測所及び通報水位一覧

ア　　北海道開発局所管施設（旭川開発建設部）

観測所名	水系名	河川名	水位観測所位置	通報水位		避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
				水防団待機水位（m）	はん濫注意水位（m	（m）	（m）	（m）
伊納	石狩川	石 狩 川	旭川市江丹別町伊納	90.80	92.20	93.9	94.9	96.39
旭橋	〃	〃	〃 常盤通３丁目旭橋	105.70	106.40	106.7 109.0	107.7 109.4	109.05
永山	〃	〃	〃 永山町 8 丁目永山橋	126.30	127.20			130.81
比布	〃	〃	比布町基線 13 号比布大橋	178.80	179.3			183.32
中愛別	〃	〃	愛別町中愛別中央３	243.30	244.50	245.1	245.4	247.46
上川	〃	〃	上川町菊水橋	326.90	327.40			330.64
布部	石狩川	空知川	富良野市東町布部大橋	183.40	184.00	185.50 184.40	185.90 184.80	188.01
鷹栖橋	石狩川	オサラッペ川	鷹栖町北野	105.30	105.70	106.0	106.4	106.72
西神楽	〃	美瑛川	旭川市西神楽	136.90	137.80	139.2	139.9	141.12
辺別太	〃	〃	美瑛町旭農場第 1 地先	157.5	158.4			160.2
西一区	〃	〃	美瑛町西一区地先	232.10	232.90	233.5	233.7	235.94
暁橋	〃	忠別川	東神楽町 19 号南 3 東橋	209.50	210.20	210.5	211.0	212.94
江卸	〃	〃	東川町 1044 番地 1 地先	307.30	308.20			310.11
大正橋	〃	〃	旭川市南 8 条通 23 丁目地先大正橋	119.5	120.4			123.02
18 号	〃	辺別川	旭川市西神楽 18 号地先	150.90	151.50	152.0	152.4	153.21
鹿島橋	〃	牛朱別川	旭川市東旭川町桜岡鹿島橋	136.40	137.20	137.50	138.40	138.83
旭永橋	〃	〃	旭川市永山町 7 丁目 3 番線	124.2	124.9			127.9
中央橋	〃	〃	旭川東４条１丁目中央橋	109.00	109.80	110.1	110.3	111.38
北永	〃	永山新川	旭川市永山町 13 丁目	135.50	137.20	137.50	138.40	137.18
誉平	天塩川	天塩川	中川町字中川	13.60	14.40	18.1	18.6	19.27
茨内	〃	〃	音威子府村茨内	39.70	40.10			43.41
恩根内	〃	〃	美深町大手	56.50	57.10			59.81
美深橋	〃	〃	〃　敷島	70.90	71.70	72.60 73.30	73.00 73.70	74.66
名寄大橋	〃	〃	名寄市栄町名寄大橋	92.30	93.20	94.7	94.9	95.62

西多寄	天塩川	天塩川	名寄市西風連町瑞生 350	105.0	105.6			108.4
九十九橋	〃	〃	士別市武徳町 46 線東 3 号	131.70	132.30	133.3	1336.	135.42
奥士別	〃	〃	士別市朝日町 3 線南 5 地先	206.1	206.5			208.04
真勲別	〃	名寄川	名寄市中名寄幕別橋下流	103.90	104.40	104.7 105.7	105.0 106.0	106.32
上名寄	〃	〃	下川町上名寄 15 戦地先	122.4	122.8			124.62
下川	〃	〃	下川町緑町地先	140.90	141.40			142.85
北興橋	〃	風連別川	名寄市風連町字豊里	98.80	99.60	100.70	101.30	101.48

イ　北海道所管施設

観測所名	種類	水系名	河川名	観測所位置	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)	通報先受持事務所	適要
ウッペツ川	水位	石狩川	ウッペツ川	旭川市緑町 21 丁目 2740-1 地先河川敷	99.39	100.26	101.23	101.23	事業課	通報
ヨンカシュッペ川	水雨	〃	ヨンカシュッペ川	鷹栖町 2518-1 地先河川敷	115.15	115.80	116.51	116.51	〃	通報
伊野川	〃	〃	伊野川	旭川市神居町富沢 127-1 地先河川敷	124.80	125.50	126.29	126.29	〃	〃
内大部川	〃	〃	内大部川	旭川市神居町西丘 215-16 地先河川敷	96.17	96.80	97.34	97.34	〃	通報
辺別	雨量	〃	辺　別　川	美瑛町俵真布中央	-	-	-	-	〃	通報
辺別川	水位	〃	〃	美瑛町朗根内河川敷	293.67	294.73	295.93	295.93	〃	〃
愛宕新川	水位	〃	愛宕新川	旭川市東旭川下兵村 116-1 地先河川敷	133.37	134.05	134.96	134.96	〃	〃
布部	雨量	〃	布部川	富良野市東布礼別 1714-5 地先河川敷	-	-	-	-	富良野	通報
布部川	水位	〃	〃	富良野市南扇山 241-10 地先河川敷	189.97	190.97	192.48	192.48	〃	〃
新美深川	〃	天塩川	新美深川	美深町美深 771-9 河川敷	94.78	95.19	95.67	95.67	美深	通報
美深	雨量	〃	〃	美深町 91-10 地先河川敷	-	-	-	-	〃	〃

※１　種別

水位：水位観測所

雨量：雨量観測所

水雨：水位、雨量観測所（併設局）

２　摘要

通報：雨量及び水位通報の対象とする水位、雨量観測所

水防：洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川に係る水位、水位観測所

３　通信施設
（１）北海道防災行政無線

市町村名	電　話　番　号	総合行政情報ネットワーク	ＩＰ電話
旭川市	０１６６－３３－９９６９	１－６－５６０	６５６０－９１００
士別市	０１６５－２６－７７８４	１－６－５６１	６５６１－９１００
名寄市	０１６５４－３－２１１１	１－６－５６２	６５６２－９１００
富良野市	０１６７－３９－２３００	１－６－５６３	６５６３－９１００
鷹栖町	０１６６－８７－２１１１	１－６－５６４	６５６４－９１００
東神楽町	０１６６－８３－２１１１	１－６－５６５	６５６５－９１００
当麻町	０１６６－８４－２１１１	１－６－５６６	６５６６－９１００
比布町	０１６６－８５－２１１１	１－６－５６７	６５６７－９１００
愛別町	０１６５８－６－５１１１	１－６－５６８	６５６８－９１００
上川町	０１６５８－２－１２１１	１－６－５６９	６５６９－９１００
東川町	０１６６－８２－２１１１	１－６－５７０	６５７０－９１００
美瑛町	０１６６－９２－１１１１	１－６－５７１	６５７１－９１００
上富良野町	０１６７－４５－６４００	１－６－５７２	６５７２－９１００
中富良野町	０１６７－４４－２１２２	１－６－５７３	６５７３－９１００
南富良野町	０１６７－５２－２１１２	１－６－５７４	６５７４－９１００
占冠町	０１６７－５６－２１２１	１－６－５７５	６５７５－９１００
和寒町	０１６５－３２－２４２１	１－６－５７６	６５７６－９１００
剣淵町	０１６５－３４－２１２１	１－６－５７７	６５７７－９１００
下川町	０１６５５－４－２５１１	１－６－５８０	６５８０－９１００
美深町	０１６５６－２－１６１１	１－６－５８１	６５８１－９１００
音威子府町	０１６５６－５－３３１１	１－６－５８２	６５８２－９１００
中川町	０１６５６－７－２８１１	１－６－５８３	６５８３－９１００
幌加内町	０１６５－３５－２１２１	１－６－４８６	６４８６－９１００
旭川市消防本部	０１６６－３３－９９６９	６－５６０－３－５９６３	
上川北部消防事務組合	０１６５４－３－２６２７	６－５６２－３－２５１１	
士別地方消防事務組合	０１６５－２３－４７０９	６－５６１－３－２９０３	
大雪消防組合	０１６６－９２－２０２９	６－５７１－３－２９００	

（２）旭川開発建設部

設　置　場　所	住　　所	電　話　番　号
旭川開発建設部	旭川市宮前１条３丁目３番１５号	０１６６－３２－１１１１
旭川道路事務所	旭川市神楽１条６丁目	０１６６－６１－０１３６
旭川河川事務所	旭川市永山１条 21 丁３-21	０１６６－４８－２１３１
名寄河川事務所	名寄市西６条南９丁目	０１６５４－３－３１７７
士別道路事務所	士別市大通西 15 丁目 3142 番地 31	０１６５２－３－３１４６
富良野道路事務所	富良野市西扇山１	０１６７－２３－３１７１
空知川河川事務所	芦別市滝里町 683	０１２４－２４－４１１１
大雪ダム管理支所	上川郡上川町層雲峡大学平	０１６５８－５－３１４１
岩尾内ダム管理支所	士別市朝日町岩尾内 7314 番地	０１６５－２８－２３０１
サンルダム管理支所	上川郡下川町珊瑠 1595 番地	０１６５５－４－３９２１
金山ダム管理支所	空知郡南富良野町金山	０１６７－５４－２１３１
忠別ダム管理支所	上川郡東川町ノカナン	０１６６－８２－５３９１

（３）森林管理局旭川事務所

設　置　場　所	住　　所	電　話　番　号
森林管理局旭川事務所	旭川市神楽３条５丁目３番 11 号	０１６６－６２－６７３８
上川北部森林管理署	上川郡下川町緑町 21 番地４	０１６５５－４－２５５１
森林技術センター	士別市東５条６丁目	０１６５－２３－２１６１
上川中部森林管理署	旭川市神楽３条５丁目 3 番 11 号	０１６６－６１－０２０６
上川南部森林管理署	空知郡南富良野町字幾寅	０１６７－５２－２７７２

（４）北海道警察

設　置　場　所	住　　所	電　話　番　号
旭川方面本部	旭川市１条通 25 丁目 487 番地の６	０１６６－３５－０１１０
旭川中央警察署	旭川市 6 条通 10 丁目 2231 番地１	０１６６－２５－０１１０
旭川東警察署	旭川市１条通 25 丁目 487 番地の６	０１６６－３４－０１１０
士別警察署	士別市東５条５丁目１番地	０１６５－２３－０１１０
名寄警察署	名寄市西２条北１丁目１番地１	０１６５４－２－０１１０
富良野警察署	富良野市若葉町 11 番１号	０１６７－２２－０１１０

（５）北海道電力ネットワーク（株）旭川支店

設　置　場　所	住　　所	電　話　番　号
北海道電力ネットワーク(株) 旭　　川　　支　　店	旭川市４条通 12 丁目 1444	０１６６－２３－１０１１
北海道電力ネットワーク(株) 旭　川　支　店　電　力　部	旭川市東光３条１丁目１－31	０１６６－３１－２５５６
北海道電力ネットワーク(株)名寄ネットワークセンター	名寄市西３条南４丁目 14	０１６５４－３－２１３１
北海道電力ネットワーク(株)名寄ネットワークセンター	名寄市曙 428 番地の１	０１６５４－２－５５３２
北海道電力ネットワーク(株) 富良野ネットワークセンター	富良野市栄町 20 の１	０１６７－２３－４１３１

（６）東日本電信電話株式会社孤立防止無線電話（衛生無線機）

(エリア)	端末局名	末 端 局 設 置 場 所	住　　所
北海道北支店	白金温泉	大雪消防組合美瑛消防署白金分遣所	上川郡美瑛町白金温泉
	佐　　久	佐久警察官駐在所	中川郡中川町字佐久市街

（７）消防本部・消防署

機　　関　　名	住　　所	電　話　番　号
旭　川　市　消　防　本　部	旭川市７条通 10 丁目	0166-23-4556
旭川市消防本部　南消防署	旭川市７条通 10 丁目	0166-23-4649
旭川市消防本部　北消防署	旭川市大町３条５丁目	0166-51-8138
旭川市消防本部　鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南１条３丁目５－２	0166-87-2042
旭川市消防本部　上川消防署	〃　上川町北町２０２番地	01658-2-1040
〃　　層雲峡出張所	〃　上川町字層雲峡３９番地	01658-5-3107
富良野広域連合　消防本部	空知郡上富良野町大町２丁目 2-46	0167-45-1119
〃　　上富良野消防署	空知郡上富良野町大町２丁目 2-46	0167-45-2119
〃　　上富良野消防署 中富良野支署	空知郡中富良野町本町９番１号	0167-44-2119
〃　　富良野消防署	富良野市栄町 18-20	0167-23-5119
〃　　富良野消防署 山部出張所	富良野市字山部東町５番４１号	0167-42-2302

〃　富良野消防署 南富良野支署	空知郡南富良野町字幾寅８６０番地	0167-52-2119
〃　富良野消防署 占冠支署	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2119

機　関　名	住　所	電　話　番　号
上川北部消防事務組合　消防本部	名寄市西４条北３丁目	01654-3-2627
〃　名寄消防署	名寄市西４条北３丁目	01654-3-3319
〃　下川消防署	上川郡下川町幸町	01655-4-2119
〃　美深消防署	中川郡美深町大通南４丁目	01656-2-1136
〃　中川消防支署	中川郡中川町字中川	01656-7-2119
〃　音威子府支署	中川郡音威子府村字音威子府	01656-5-3200
〃　風連出張所	名寄市風連町南町 65 番地	01655-3-2119
士別地方消防事務組合　消防本部	士別市東６条４丁目	0165-23-4709
〃　消防署	士別市東６条４丁目	0165-23-2619
〃　和寒支署	上川郡和寒町西町	0165-32-2119
〃　剣淵支署	上川郡剣淵町市街地本町	0165-34-2132
〃　幌加内支署	雨竜郡幌加内町字平和	0165-35-2246
〃　朝日支所	士別市朝日町字中央 4040	0165-28-3011
大雪消防組合　消防本部	上川郡美瑛町本町４丁目５番２０号	0166-92-2029
〃　美瑛消防署	〃	〃
〃　東消防署	〃　東神楽町１５号南３番地	0166-83-0119
〃　愛別消防署	〃　愛別町本町３４５番地	01658-6-5509
〃　当麻消防署	〃　当麻町３条東３丁目 10−15	0166-84-2135
〃　比布消防署	〃　比布町北町１丁目３番 22 号	0166-85-2224

４　ヘリコプター保有状況・離着陸場

（１）関係機関ヘリコプター保有状況

所属	所在地	機種		機数	搭乗員数	備考
		型式	定員			
北海道	札幌市東区丘珠町７５５－１１ （朝日航洋㈱格納庫）	B-412E P	15	1	15	最高　259 km/h 巡航　204 km/h
		AS365N3	14	1	14	最高　250 km/h 巡航　210 km/h
北海道警察	航空隊（本隊） 札幌市東区栄町９６４ 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	AW139	14	2	28	だいせつ１号/２号 巡航　240 km/h
		B412EP	15	1	15	だいせつ３号 巡航　213 km/h
	航空隊（帯広分遣隊） 帯広市泉町西８線中９番１１ 帯広空港内	A109	8	1	8	ぎんれい１号 巡航　230 km/h
		EC135	8	1	8	ぎんれい２号 巡航　230 km/h
北海道開発局	札幌市東区丘珠町 （朝日航洋㈱格納庫）	B-412EPI	11	1	11	最高　230 km/h 巡航　180 km/h
陸上自衛隊	旭川市春光町旭川駐屯地	UH-1J	13	－	－	巡航　216 km/h

（２）離着陸可能ヘリポート（病院）

離着陸場	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号	18	18
旭川赤十字病院	旭川市曙１条１丁目１番１号	21	18.5
富良野協会病院	富良野市住吉町１番 30 号	40	28
名寄市立病院	名寄市西７条南８丁目１番地	21	21

（３）ヘリポート等（場外離着陸場含む）

市町村名	施　　設　　名	連絡手段（電話）		広さ（m）	座標（地図１／５万）
旭川市	陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川	0166-51-6111	800×50	旭川　098499
名寄市	〃　名寄　〃	名寄	01654-3-2137	旭川飛行場 680×30	名寄　149516

上富良野町	〃　上富良野〃	上富良野	0167-45-3101	108×205	富良野　189117

（４）飛行場外離着陸場

ア　北海道開発局

施設名	所在地	広さ　（縦×横）m
名寄	名寄市東９号８線	２５×２５ｍ
大雪ダム	上川郡上川町字層雲峡	２０×２３ｍ
岩尾内ダム	士別市朝日町岩尾内	２０×２３ｍ
士別河川防災ステーション	士別市東山町 3345	２０×２３ｍ
永山新川管理センター	旭川市永山町 13 丁目	２０×２５ｍ
旭川地区河川防災ステーション	旭川市東光 27 条８丁目	２０×２３ｍ
中川地区水防拠点	中川郡中川町字中川	３２×３２ｍ
忠別ダム	上川郡美瑛町忠別	２０×２４ｍ
美瑛地区水防拠点	上川郡美瑛町字藤野第一	２０×２３ｍ
音威子府水防拠点	中川郡音威子府村字音威子府	２３×１７m
富良野地区水防拠点	富良野市新空知橋下流左岸地先	２０×２３ｍ
愛別地区水防拠点	上川郡愛別町字南町２区地先	２０×２３ｍ

イ　北海道警察旭川方面本部

着陸場	所属	所在地
上川場外（雪堆積場）	旭川東	上川郡上川町栄町１番地１
士別河川防災ステーションヘリポート	士別	士別市東山町 3345 番地２
北海道開発局名寄ヘリポート	名寄	名寄市東９号８線地先
美深町森林公園	美深	中川郡美深町紋穂内
富良野市河川球場	富良野	富良野市弥生町６番地先
草分防災センター　多目的広場	富良野	上富良野町西３線北 28 号

ウ　離着陸可能地（道防災航空室）

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
旭川飛行場	旭川市春光町	800	50
旭川赤十字病院飛行場外離着陸場	旭川市曙１条１丁目１番１号	18	21
旭川医科大学病院　飛行場外離着陸場	旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号	18	18
大雪クリスタルホール駐車場	旭川市神楽３条７丁目	164	94
花咲スポーツ公園陸上競技場	旭川市花咲町４丁目	102	75
旭川市総合防災センター	旭川市東光 27 条８丁目	20	23
富沢多目的運動広場	旭川市神居町富沢	165	165
忠和公園多目的広場	旭川市神居町忠和	直径 220ｍの円形広場	
~~しべつ旧競馬場~~	~~士別市西５条７丁目~~	~~327~~	~~120~~
朝日運動広場グラウンド	士別市朝日町中央	169	99
つくも水郷公園	士別市東７条北９丁目	130	70
旧糸魚小学校グラウンド	士別市朝日町中央	60	110
旧登和里小学校グラウンド	士別市朝日町登和里	70	35
陸上競技場	士別市南士別町	200	170
旧壬子小学校グラウンド	士別市朝日町中央	36	46
士別河川防災ステーション	士別市東山町	20	23
旧三栄小学校グラウンド	士別市朝日町南朝日	50	92
朝日中学校グラウンド	士別市朝日町中央	68	94
天塩川緑地運動公園	名寄市字曙	100	60
智恵文中学校	名寄市字智恵文 12 線南３番地	96	75
北海道名寄産業高等学校　光凌キャンパス	名寄市西５条北５丁目１番地	75	130
北海道名寄産業高等学校　名農キャンパス	名寄市緑丘３番地４	230	110
南広場	名寄市西２条南９丁目 15 番地１	200	200
恵名大橋下流（開発 H/P）	名寄市東９号８線	25	25
市営風連球場サブグラウンド	名寄市風連町字中央	90	90
風連中央小学校	名寄市風連町西町 201 番地	110	162
旧西風連小学校	名寄市風連町字西風連	65	50
旧風連下多寄小学校	名寄市風連町字瑞生 1558 番地	120	82
旧東風連小学校	名寄市風連町字東風連 3396 番地	70	90

旧風連日進小中学校	名寄風連町字日進 3141 番地	96	77
名寄ふうれん望湖台自然公園運動広場	名寄市風連町字池の上	40	60
名寄バイパス名寄北 IC	名寄市砺波（名寄北管理ステーション）	145	25
風連ヘリポート	名寄市風連町字豊里	20	20
陸上自衛隊名寄駐屯地場外離着陸場	名寄市字内淵	680	35

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
富良野市河川球場	富良野市弥生町 6 番地先一級河川空知川右岸堤防内	115	115
富良野協会病院職員駐車場	富良野市住吉町 1 番 30 号	40	28
布礼別小学校グラウンド	富良野市布礼別市街	126	132
富良野市営若葉球場	富良野市若葉町 15 番	225	135
富良野陸上競技場	富良野市桂木町 5 番	160	100
富良野高等学校グラウンド	富良野市末広町 1 番 1 号	90	127
富良野東中学校グラウンド	富良野市瑞穂町 1 番 30 号	97	135
布部小中学校グラウンド	富良野市上五区	97	135
樹海中学校グラウンド	富良野市東山共栄	82～60	127～75
樹海小学校グラウンド	富良野市老節布市街	126	84
北野小学校グラウンド	上川郡鷹栖町 12 線 3 号	110	60
鷹栖養護学校グラウンド	上川郡鷹栖町北野西 3 条 2 丁目	130	60
旧中央小学校グラウンド	上川郡鷹栖町 17 線 12 号	80	50
旧北成小学校グラウンド	上川郡鷹栖町 22 線 15 号	80	50
鷹栖町総合スポーツ公園グラウンド	上川郡鷹栖町南 2 条 3 丁目	170	100
義経公園	上川郡東神楽町南 1 条東 1 丁目	70	50
ひじり野公園	上川郡東神楽町ひじり野北 1 条 2 丁目	40	40
聖台地区公民館グラウンド	上川郡東神楽町東 1 線 8 号 58 番地	50	30
稲荷地区公民館グラウンド	上川郡東神楽町東 4 線 17 号 108 番地	50	60
八千代地区公民館グラウンド	上川郡東神楽町字八千代ヶ岡 2 線北 8 号 418 番地	30	40
忠栄小学校グラウンド	上川郡東神楽町 19 号南 5 番地	90	50
志比内小学校グラウンド	上川郡東神楽町字志比内 75 番地	90	50
東神楽小学校グラウンド	上川郡東神楽町南 3 条東 1 丁目	142	80
旭川空港	上川郡東神楽町東 2 線	2500	60
当麻小学校グラウンド	上川郡当麻町 3 条東 3 丁目	100	75
当麻町総合グラウンド	上川郡当麻町 6 条東 3 丁目	150	140
当麻町営野球場	上川郡当麻町 6 条西 4 丁目	145	130
グリーンヒル運動場	上川郡当麻町 6 条西 3 丁目	180	105
学園別小学校グラウンド	上川郡当麻町学園別 2 区	120	100
旧伊香牛小学校グラウンド	上川郡当麻町伊香牛 2 区	95	45
旧北星小学校グラウンド	上川郡当麻町北星 1 区	85	60
旧開明小学校グラウンド	上川郡当麻町開明 2 区	110	90
緑の館グラウンド	上川郡当麻町緑郷 3 区	78	60
東地域集会所グラウンド	上川郡当麻町東 1 区	70	50
当麻中学校グラウンド	上川町当麻町 5 条西 4 丁目 1614 番地 5	100	156
比布町多目的広場	上川郡比布町南町 2 丁目 1 番 1 号	150	100
比布町立比布中央小学校グラウンド	上川郡比布町寿町 4 丁目 1 番 1 号	150	100
比布町立比布中学校グラウンド	上川郡比布町北 2 線 8 号	165	140
旧比布町立蘭留小学校グラウンド	上川郡比布町北 9 線 14 号	80	40
比布スキー場駐車場	上川郡比布町北 7 線 17 号	150	40
愛別中学校グラウンド	上川郡愛別町字東町 221 番地 1	210	100
愛別小学校グラウンド	上川郡愛別町字北町 327 番地	110	60
山村広場	上川郡愛別町字北町 306 番地 2	80	90
旧協和小学校グラウンド	上川郡愛別町字協和 306 番地	60	50
旧愛別高校グラウンド	上川郡愛別町字南町 27 番地	100	80
旧愛別高校第２グラウンド	上川郡愛別町字南町 486 番地 3	180	90
旧中里小学校グラウンド	上川郡愛別町字中央 369 番地	70	50
上川小学校グラウンド	上川郡上川町新町	80	130
上川中学校グラウンド	上川郡上川町新町	170	100
旧東雲小学校グラウンド	上川郡上川町東雲	75	50
青少年野外活動センター（旧菊水小学校グラウンド）	上川郡上川町菊水	50	23
旧越路小学校グラウンド	上川郡上川町越路	65	57
青少年旅行村グラウンド	上川郡上川町清川	100	80
層雲峡大雪山写真ミュージアム（旧層	上川郡上川町層雲峡	65	50

雲峡小学校グラウンド)			
上川町営球場	上川郡上川町栄町	90	90
雪堆積場	上川郡上川町栄町	290	190
上川公園総合グラウンド	上川郡上川町花園町 15 番地	171	91
大雪ダム場外離着陸場	上川郡上川町字層雲峡百揚平	23	20

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
町民運動公園	東川町北町 2 丁目 13 番地　地番 65-5.6.7	185	87
東川町 B&G 海洋センター駐車場	東川町北町 1 丁目 7 番 1 号	40	40
東川町旭岳温泉ビジターセンター	東川町旭岳温泉	45	50
東川町羽衣公園	東川町東町 1 丁目 15 番 3 号	52	52
東川町西部コミュニティ広場	東川町西町 8 丁目 4 番	70	50
東川町立第一小学校グラウンド	東川町西 10 号北 24 番地	100	40
東川町立第三小学校グラウンド	東川町東 8 号南 1 番地	60	60
東川町立第二小学校グラウンド	東川町西 4 号北 32 番地	100	60
東川町立東川小学校グラウンド	東川町北町 1 丁目 1 番 1 号	100	60
東川町立東川中学校グラウンド	東川町北町 1 丁目 5 番 1 号	100	100
東川町旭岳ロープウェイ駐車場	東川町旭岳温泉	60	40
東川町青少年野営場	東川町旭岳温泉	190	65
東川町忠別湖散策広場	東川町ノカナン	150	100
原野３線雪捨場	上川郡美瑛町原野 3 線	120	50
美瑛東小学校グラウンド	上川郡美瑛町丸山 2 丁目 8 番	76	55
美瑛町地域人材育成研修交流センターグラウンド	上川郡美瑛町字旭第 2	77	42
美瑛町農業担い手研修センターグラウンド	上川郡美瑛町下宇莫別朝日	95	40
明徳小学校グラウンド	上川郡美瑛町字朗根内	87	43
旧美田小学校グラウンド	上川郡美瑛町字美田第 2	84	54
美馬牛小学校グラウンド	上川郡美瑛町字美馬牛南 2 丁目２－５８	72	60
美馬牛中学校グラウンド	上川郡美瑛町字美馬牛北 3 丁目７－１	89	60
丸山球場	上川郡美瑛町丸山 2	140	130
十勝岳火山砂防情報センター	上川郡美瑛町字白金	80	60
草分防災センター	空知郡上富良野町西 3 線北 28 号	80	80
上富良野中学校グラウンド	空知郡上富良野町旭町 1 丁目 1 番 5 号	142	110
上富良野町西小学校グラウンド	空知郡上富良野町扇町 3 丁目	100	116
上富良野小学校グラウンド	空知郡上富良野町宮町 1 丁目 3 番 13 号	120	110
上富良野高校グラウンド	空知郡上富良野町東町 3 丁目 1 番 3 号	124	138
上富良野東中小学校グラウンド	空知郡上富良野町東 8 線北 18 号	100	74
十勝岳温泉避難広場	空知郡上富良野町吹上地区	100	50
富原運動公園	空知郡上富良野町丘町 1 丁目	130	75
島津公園野球場	空知郡上富良野町富町 1 丁目 4 番	95	70
清富多世代交流センター	空知郡上富良野町松井牧場	60	40
深山峠アートパーク	空知郡上富良野町西 8 線北 33 号深山峠	70	55
中富良野中学校グラウンド	空知郡中富良野町南町 9 番 19 号	140	70
中富良野小学校グラウンド	空知郡中富良野町北町 8 番 8 号	140	70
西中小学校グラウンド	空知郡中富良野町東 1 線北 18 号	60	60
宇文小学校グラウンド	空知郡中富良野町東 4 線北 7 号	80	80
旭中小学校グラウンド	空知郡中富良野町 9 線北 12 号	90	90
町営野球場	空知郡中富良野町北町 9 番	90	80
南富良野中学校グラウンド	空知郡南富良野町字幾寅	111	98
南富良野高校グラウンド	空知郡南富良野町字幾寅	143	143
旧地域交流センターグラウンド	空知郡南富良野町字東鹿越	85	70
南富良野西小学校グラウンド	空知郡南富良野町字下金山	98	63
南富良野町営湖畔球場	空知郡南富良野町字幾寅	100	100
旧金山中学校グラウンド	空知郡南富良野町字金山	120	70
旧落合小中学校グラウンド	空知郡南富良野町字落合	80	40
双民館グラウンド	勇払郡占冠村字双珠別	60	55
占冠中学校グラウンド	勇払郡占冠村字中央	70	50
総合グラウンド	勇払郡占冠村字中央	100	100

占冠地域交流館グラウンド	勇払郡占冠村字占冠	70	27
トマム学校グラウンド	勇払郡占冠村字トマム	87	97
村有地（旧占冠ヘリポート）	勇払郡占冠村字中トマム	25	20

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
和寒小学校グラウンド	上川郡和寒町字北町	110	80
南丘多目的グラウンド	上川郡和寒町字南丘	100	58
総合運動公園グラウンド	上川郡和寒町字三笠	142	76
総合運動公園駐車場	上川郡和寒町字三笠	89	47
東山スキー場第２駐車場	上川郡和寒町字日の出	50	70
旧西和中学校	上川郡和寒町字西和	60	70
剣淵小学校グラウンド	上川郡剣淵町西町 23 番 1 号	92	82
剣淵中学校グラウンド	上川郡剣淵町西町 20 番 2 号	179	147
剣淵平波球場	上川郡剣淵町元町 254 番地	133	131
桜岡公園多目的運動広場	上川郡剣淵町東町 5245 番地	177	105
剣淵高校グラウンド	上川郡剣淵町仲町 22 番 2 号	221	148
下川商業高校グラウンド	上川郡下川町北町 137-1	140	70
下川中学校グラウンド	上川郡下川町南町 417-1	140	70
下川町総合グラウンド	上川郡下川町南町 342	100	90
下川町営野球場	上川郡下川町西町 1051	100	70
やまびこ学園グラウンド	上川郡下川町一の橋 605	100	100
町民スキー場下広場	上川郡下川町南町 443-1	100	90
山村広場	上川郡下川町西町 1051	220	70
サンル牧場	上川郡下川町珊瑠 1379	400	90
サンル牧場事務所地先	上川郡下川町珊瑠 697-1	100	150
郷土資料展示保存施設	上川郡下川町一の橋 287 番地	60	90
美深小学校	中川郡美深町字敷島 108 番地	120	135
美深中学校	中川郡美深町西 1 条南 7 丁目	170	170
旧恩根内小学校	中川郡美深町字恩根内 25 番地	62	95
美深町除雪管理センター	中川郡美深町字敷島 314－4	70	45
美深温泉多目的広場	中川郡美深町字紋穂内 139 番地	166	177
仁宇布小中学校	中川郡美深町字仁宇布 25 番地	80	50
山村広場	中川郡音威子府村字音威子府	100	60
中島球場	中川郡音威子府村字音威子府	100	60
音威子府小中学校グラウンド	中川郡音威子府村字音威子府	80	50
クロカン本部前	中川郡音威子府村字音威子府	60	40
道の駅おといねっぷ駐車場	中川郡音威子府村字音威子府	80	25
北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所音威子府地区水防拠点ヘリポート	中川郡音威子府村字音威子府	28	18
咲来公民館グラウンド	中川郡音威子府村字咲来	100	60
中川消防支署	中川郡中川町字中川 274-１番地	60	40
中川町生涯学習センター	中川郡中川町字中川 217-2	75	55
中川町立中央小学校グラウンド	中川郡中川町字中川 221-1	125	90
中川町立中川中学校グラウンド	中川郡中川町字中川 224-22	115	90
旧　沼牛小学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字沼牛 1682 番地 3	60	100
山村広場	雨竜郡幌加内町字幌加内 926 番地 1	90	150
幌加内中学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字幌加内 4596 番地の 23	100	150
旧　政和小学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字政和第二 5198 番地	60	100
旧　添牛内小学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字添牛内 6277 番地	60	100
朱鞠内小学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字朱鞠内 6414 番地の 18	60	100
旧　母子里小中学校グラウンド	雨竜郡幌加内町字母子里 8790 番地の 1	60	100
幌加内町除雪センター	雨竜郡幌加内町字幌加内 4739 番地の 1	60	90
三津橋建設㈱敷地	雨竜郡幌加内町字添牛内 5912 番地 2	80	80
母子里クリスタルパーク敷地内	雨竜郡幌加内町字母子里 10807 番地	50	50